



発行 新潟県

号外 1

令和7年3月28日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

条 例

- 1 新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（ICT推進課）
- 2 特別職の職員の給与に関する条例及び新潟県議会議員給与条例の一部を改正する条例（人事課）
- 3 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）
- 4 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）
- 5 新潟県県税条例の一部を改正する条例（税務課）
- 6 新潟県脱炭素社会の実現に関する条例（環境政策課）
- 7 新潟県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（障害福祉課）
- 8 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（障害福祉課）
- 9 新潟県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（こども家庭課）
- 10 新潟県安心こども基金条例の一部を改正する条例（こども家庭課）
- 11 新潟県特定都市河川浸水被害対策法施行条例（河川管理課）
- 12 新潟県空港条例の一部を改正する条例（空港課）
- 13 新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局総務課）
- 14 新潟県拉致問題等の啓発の推進に関する条例（議事調査課）
- 15 新潟県歯科保健推進条例の一部を改正する条例（議事調査課）
- 16 新潟県立学校条例の一部を改正する条例（財務課）
- 17 新潟県暴力団排除条例の一部を改正する条例（組織犯罪対策課）

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 特別職の職員の給与に関する条例及び新潟県議会議員給与条例の一部を改正する条例
- (3) 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- (4) 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 新潟県県税条例の一部を改正する条例
- (6) 新潟県脱炭素社会の実現に関する条例
- (7) 新潟県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例
- (8) 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (9) 新潟県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (10) 新潟県安心こども基金条例の一部を改正する条例
- (11) 新潟県特定都市河川浸水被害対策法施行条例
- (12) 新潟県空港条例の一部を改正する条例
- (13) 新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
- (14) 新潟県拉致問題等の啓発の推進に関する条例
- (15) 新潟県歯科保健推進条例の一部を改正する条例
- (16) 新潟県立学校条例の一部を改正する条例
- (17) 新潟県暴力団排除条例の一部を改正する条例

令和7年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

---

新潟県条例第 1 号

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年新潟県条例第57号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前																												
<p>(趣旨)</p> <p><b>第 1 条</b> この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項及び法第19条第11号に基づく個人番号（法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）の利用及び特定個人情報（同条第9項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p><b>第 2 条</b> (略)</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる執行機関（法令の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者（市町村の執行機関を除く。）がある場合にあっては、その者を含む。以下この項及び第4条第1項において同じ。）は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステム（法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。以下同じ。）を使用して他の個人番号利用事務実施者（同条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。）から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p><b>別表第 1</b>（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">執行機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 知事</td> <td>生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは<u>進学・就職準備給付金</u>の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>別表第 2</b>（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">執行機関</th> <th style="width: 20%;">事務</th> <th style="width: 65%;">特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事務	(略)		4 知事	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(略)		執行機関	事務	特定個人情報				<p>(趣旨)</p> <p><b>第 1 条</b> この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項及び法第19条第11号に基づく個人番号（法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）の利用及び特定個人情報（<u>同条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p><b>第 2 条</b> (略)</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる執行機関（法令の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者（市町村の執行機関を除く。）がある場合にあっては、その者を含む。以下この項及び第4条第1項において同じ。）は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステム（<u>法第2条第14項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。以下同じ。）を使用して他の個人番号利用事務実施者（<u>同条第12項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。）から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p><b>別表第 1</b>（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">執行機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 知事</td> <td>生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは<u>進学準備給付金</u>の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>別表第 2</b>（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">執行機関</th> <th style="width: 20%;">事務</th> <th style="width: 65%;">特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事務	(略)		4 知事	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(略)		執行機関	事務	特定個人情報			
執行機関	事務																												
(略)																													
4 知事	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの																												
(略)																													
執行機関	事務	特定個人情報																											
執行機関	事務																												
(略)																													
4 知事	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの																												
(略)																													
執行機関	事務	特定個人情報																											

知事	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	知事	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報であって規則で定めるもの			生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		(略)			(略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正は、公布の日から施行する。

新潟県条例第 2 号

特別職の職員の給与に関する条例及び新潟県議会議員給与条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和 27 年新潟県条例第 30 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
(旅費及び費用弁償)			(旅費及び費用弁償)		
<p><b>第 5 条</b> 特別職の職員が招集に応じ、又は職務のため旅行したときは、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額の旅費又は費用弁償を支給する。</p> <p>(1) 知事 次の表の左欄に掲げる職員の旅費に関する条例（昭和 30 年新潟県条例第 58 号。以下「旅費条例」という。）の規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、旅費条例（附則第 5 項及び第 6 項の規定を除く。）を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額</p>			<p><b>第 5 条</b> 特別職の職員が招集に応じ、又は職務のため旅行したときは、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額の旅費又は費用弁償を支給する。</p> <p>(1) 知事 次の表の左欄に掲げる職員の旅費に関する条例（昭和 30 年新潟県条例第 58 号。以下「旅費条例」という。）の規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、旅費条例（附則第 5 項及び第 6 項の規定を除く。）を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額</p>		
(略)			(略)		
第 22 条 第 1 項 第 1 号	(略)	<p><u>国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 22 号）による改正前の</u>国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号。以下「<u>旧旅費法</u>」という。）別表第 1 に規定する内閣総理大臣等に係る額に相当する額</p>	第 22 条 第 1 項 第 1 号	(略)	<p>国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号。以下「<u>旅費法</u>」という。）別表第 1 に規定する内閣総理大臣等に係る額に相当する額</p>
(略)			(略)		
第 34 条 第 1 項、第 4 項及び第 5 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3、第 38 条 第 1 項並びに第 38 条の 2 第 2 号から第 4 号まで	(略)	<p><u>旧旅費法別表第 2 に規定する内閣総理大臣等</u>中その他の者に係る額に相当する額</p>	第 34 条 第 1 項、第 4 項及び第 5 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3、第 38 条 第 1 項並びに第 38 条の 2 第 2 号から第 4 号まで	(略)	<p><u>旅費法別表第 2 に規定する内閣総理大臣等</u>中その他の者に係る額に相当する額</p>
(略)			(略)		
<p>(2) 副知事 次の表の左欄に掲げる旅費条例の規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、旅費条例（附則第 5 項及び第 6 項の規定を除く。）を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額</p>			<p>(2) 副知事 次の表の左欄に掲げる旅費条例の規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、旅費条例（附則第 5 項及び第 6 項の規定を除く。）を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額</p>		
(略)			(略)		

第22条第1項第1号	(略)	旧旅費法別表第1に規定する指定職の職務にある者に係る額に相当する額
(略)		
第34条第1項、第4項及び第5項、第34条の2第1項、第34条の3、第38条第1項並びに第38条の2第2号から第4号まで	(略)	旧旅費法別表第2に規定する指定職の職務にある者に係る額に相当する額
(略)		

(3) (略)

(4) 県教育委員会の教育長及び委員、県選挙管理委員会の委員、県選挙管理委員会の管理する選挙における選挙長、県人事委員会の委員、県労働委員会の委員、あつせん員及び特別調整委員、収用委員会の委員（予備委員を含む。）、識見を有する者のうちから選任された県監査委員並びに県公安委員会の委員 次の表の左欄に掲げる旅費条例の規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、旅費条例（附則第5項及び第6項の規定を除く。）を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額。ただし、常時勤務する在勤庁のない者の旅行雑費を計算する場合における旅費条例第19条第1項の規定の適用については、旅行の出発地を在勤庁及び在勤地とみなす。

(略)		
第22条第1項第1号	(略)	旧旅費法別表第1に規定する7級以上の職務にある者に係る額に相当する額
(略)		
第34条第1項、第4項及び第5項、第34条の2第1項、第34条の3、第38条第1項並びに第38条の2第2号から第4号まで	(略)	旧旅費法別表第2に規定する7級以上の職務にある者に係る額に相当する額
(略)		

(5)・(6) (略)

2・3 (略)

別表（第2条関係）

知事 給料月額 1,300,000円

第22条第1項第1号	(略)	旅費法別表第1に規定する指定職の職務にある者に係る額に相当する額
(略)		
第34条第1項、第4項及び第5項、第34条の2第1項、第34条の3、第38条第1項並びに第38条の2第2号から第4号まで	(略)	旅費法別表第2に規定する指定職の職務にある者に係る額に相当する額
(略)		

(3) (略)

(4) 県教育委員会の教育長及び委員、県選挙管理委員会の委員、県選挙管理委員会の管理する選挙における選挙長、県人事委員会の委員、県労働委員会の委員、あつせん員及び特別調整委員、収用委員会の委員（予備委員を含む。）、識見を有する者のうちから選任された県監査委員並びに県公安委員会の委員 次の表の左欄に掲げる旅費条例の規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、旅費条例（附則第5項及び第6項の規定を除く。）を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額。ただし、常時勤務する在勤庁のない者の旅行雑費を計算する場合における旅費条例第19条第1項の規定の適用については、旅行の出発地を在勤庁及び在勤地とみなす。

(略)		
第22条第1項第1号	(略)	旅費法別表第1に規定する7級以上の職務にある者に係る額に相当する額
(略)		
第34条第1項、第4項及び第5項、第34条の2第1項、第34条の3、第38条第1項並びに第38条の2第2号から第4号まで	(略)	旅費法別表第2に規定する7級以上の職務にある者に係る額に相当する額
(略)		

(5)・(6) (略)

2・3 (略)

別表（第2条関係）

知事 給料月額 1,280,000円

副知事	〃	<u>1,018,000円</u>	副知事	〃	<u>1,002,000円</u>
教育長	〃	<u>859,000円</u>	教育長	〃	<u>845,000円</u>
地方公営企業管理者	〃	<u>882,000円以内</u>	地方公営企業管理者	〃	<u>868,000円以内</u>
知事の秘書	〃	<u>588,000円以内</u>	知事の秘書	〃	<u>579,000円以内</u>
県監査委員等			県監査委員等		
識見を有する者のうちから選任された委員			識見を有する者のうちから選任された委員		
常勤	〃	<u>703,000円</u>	常勤	〃	<u>692,000円</u>
非常勤	報酬月額	<u>703,000円以内</u>	非常勤	報酬月額	<u>692,000円以内</u>
議員のうちから選任された委員			議員のうちから選任された委員		
〃		<u>189,000円</u>	〃		<u>186,000円</u>
(略)			(略)		
県教育委員会			県教育委員会		
委員	報酬月額	<u>213,000円</u>	委員	報酬月額	<u>210,000円</u>
県人事委員会			県人事委員会		
委員長	〃	<u>233,000円</u>	委員長	〃	<u>229,000円</u>
委員	〃	<u>213,000円</u>	委員	〃	<u>210,000円</u>
審理を担当する委員			審理を担当する委員		
報酬日額		<u>12,000円以内</u>	報酬日額		<u>11,000円以内</u>
県労働委員会			県労働委員会		
会長	報酬月額	<u>233,000円</u>	会長	報酬月額	<u>229,000円</u>
公益委員	〃	<u>213,000円</u>	公益委員	〃	<u>210,000円</u>
労使委員	〃	<u>181,000円</u>	労使委員	〃	<u>178,000円</u>
あつせん員			あつせん員		
報酬日額		<u>12,000円以内</u>	報酬日額		<u>11,000円以内</u>
審査委員	〃	<u>12,000円以内</u>	審査委員	〃	<u>11,000円以内</u>
特別調整委員のうち			特別調整委員のうち		
公益を代表する者			公益を代表する者		
報酬月額		<u>213,000円</u>	報酬月額		<u>210,000円</u>
労使を代表する者			労使を代表する者		
〃		<u>181,000円</u>	〃		<u>178,000円</u>
県選挙管理委員会			県選挙管理委員会		
委員長	〃	<u>233,000円</u>	委員長	〃	<u>229,000円</u>
委員	〃	<u>213,000円</u>	委員	〃	<u>210,000円</u>
県選挙管理委員会の管理する選挙における			県選挙管理委員会の管理する選挙における		
選挙長(選挙分会長を含む。以下同じ。)			選挙長(選挙分会長を含む。以下同じ。)		
報酬日額		<u>12,200円以内</u>	報酬日額		<u>11,000円以内</u>
選挙立会人			選挙立会人		
〃		<u>10,100円以内</u>	〃		<u>9,000円以内</u>
県公安委員会			県公安委員会		
委員長	報酬月額	<u>233,000円</u>	委員長	報酬月額	<u>229,000円</u>
委員	〃	<u>213,000円</u>	委員	〃	<u>210,000円</u>
収用委員会			収用委員会		
会長	報酬日額	<u>25,000円</u>	会長	報酬日額	<u>24,000円</u>
委員	〃	<u>22,000円</u>	委員	〃	<u>21,000円</u>
海区漁業調整委員会			海区漁業調整委員会		
会長	〃	<u>22,000円</u>	会長	〃	<u>21,000円</u>
委員	〃	<u>19,000円</u>	委員	〃	<u>18,000円</u>
専門委員	〃	<u>19,000円</u>	専門委員	〃	<u>18,000円</u>
内水面漁場管理委員会			内水面漁場管理委員会		
会長	〃	<u>22,000円</u>	会長	〃	<u>21,000円</u>

委員	〃	19,000円	委員	〃	18,000円
専門委員	〃	19,000円	専門委員	〃	18,000円
非常勤の顧問、参与及び県専門委員			非常勤の顧問、参与及び県専門委員		
報酬日額の場合		65,000円以内	報酬日額の場合		64,000円以内
報酬月額の場合		651,000円以内	報酬月額の場合		641,000円以内
報酬年額の場合		1,059,000円以内	報酬年額の場合		1,042,000円以内
附属機関の構成員	報酬日額	31,000円以内	附属機関の構成員	報酬日額	30,000円以内
臨時又は非常勤の調査員、嘱託員及びこれらに準ずる者			臨時又は非常勤の調査員、嘱託員及びこれらに準ずる者		
報酬日額の場合		53,000円以内	報酬日額の場合		52,000円以内
報酬月額の場合		524,000円以内	報酬月額の場合		516,000円以内
報酬年額の場合		524,000円以内	報酬年額の場合		516,000円以内

(新潟県議会議員給与条例の一部改正)

第2条 新潟県議会議員給与条例（昭和25年新潟県条例第2号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後				改正前			
<b>第2条</b> 議長、副議長及び議員の議員報酬額は、次のとおりとする。				<b>第2条</b> 議長、副議長及び議員の議員報酬額は、次のとおりとする。			
議長	月額	<u>100万8,000円</u>		議長	月額	<u>99万2,000円</u>	
副議長	月額	<u>88万2,000円</u>		副議長	月額	<u>86万8,000円</u>	
議員	月額	<u>80万7,000円</u>		議員	月額	<u>79万4,000円</u>	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。



新潟県条例第 3 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 一般職の職員の給与に関する条例 (昭和 30 年新潟県条例第 59 号) の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(昇給)</p> <p><b>第 12 条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 55 歳 (医療職給料表 (一) の適用を受ける職員にあつては、57 歳) に達した日以後直近の 3 月 31 日を超えて在職する職員及び人事委員会規則で定める職員の第 1 項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(扶養手当)</p> <p><b>第 16 条</b> 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する扶養親族 (第 3 項において「扶養親族たる父母等」という。)</u>に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 9 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては、支給しない。</p> <p>2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>前項第 1 号に該当する扶養親族 (次項において「扶養親族たる子」という。)</u>については 1 人につき 1 万 3, 000 円、<u>扶養親族たる父母等</u>については 1 人につき 6, 500 円 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、3, 500 円)</p>	<p>(昇給)</p> <p><b>第 12 条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 55 歳 (医療職給料表 (一) の適用を受ける職員にあつては、57 歳) に達した日以後直近の 3 月 31 日を超えて在職する職員の第 1 項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(扶養手当)</p> <p><b>第 16 条</b> 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族 (以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)</u>に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 9 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員 (以下「行政職 9 級以上職員等」という。)) に対しては、支給しない。</p> <p>2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) <u>配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>扶養親族たる配偶者、父母等</u>については 1 人につき 6, 500 円 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員 (以下「行政職 8 級職員等」という。))<u>にあつては、3, 500 円)、前項第 2 号に該当する扶養親族 (以下「扶養親族たる子」という。)</u></p>

とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

#### 第17条 削除

については1人につき1万円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間、(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第17条 新たに職員となつた者に扶養親族（行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職9級以上職員等から行政職9級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合（行政職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び行政職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族（行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となつた日、行政職9級以上職員等から行政職9級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級以上職員等以外の職員となつた日、職員に扶養親族（行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行政職9級以上職員等以外の職員から行政職9級以上職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場

合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職 9 級以上職員等となつた日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号又は第 3 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第 1 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある行政職 9 級以上職員等が行政職 9 級以上職員等以外の職員となつた場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある行政職 8 級職員等が行政職 8 級職員等及び行政職 9 級以上職員等以外の職員となつた場合

(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政職 9 級以上職員等以外のものが行政職 9 級以上職員等となつた場合

(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で行政職 8 級職員等及び行政職 9 級以上職員等以外のものが行政職 8 級職員等となつた場合

(7) 職員の扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

(住居手当)

第 17 条の 5 住居手当は、次の各号のいずれかに該

(住居手当)

第 17 条の 5 住居手当は、次の各号のいずれかに該

当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第19条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅(人事委員会規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

2・3 (略)

(通勤手当)

第18条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(第4項及び第6項において「運賃等相当額」という。)

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 第1項第3号に掲げる職員で、駐車場又は駐輪場(人事委員会規則で定めるものに限る。以下この項において「駐車場等」という。)を利用し、当該駐車場等の利用に係る料金(以下この項におい

当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第19条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(人事委員会規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

2・3 (略)

(通勤手当)

第18条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この条において「運賃等相当額」という。)ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 第1項第3号に掲げる職員で、駐車場又は駐輪場(人事委員会規則で定めるものに限る。以下「駐車場等」という。)を利用し、当該駐車場等の利用に係る料金(以下「駐車料金等」という。)を負担

て「駐車料金等」という。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項第 3 号に定める額に当該駐車場等の 1 箇月当たりの駐車料金等の額の 2 分の 1 に相当する額(その額が 3,000 円を超えるときは、3,000 円。第 6 項において「1 箇月当たりの駐車料金等 2 分の 1 相当額」という。)を加算した額とする。

- 4 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第 1 号及び第 6 項において「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第 1 号において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前 2 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第 6 項において「特別料金等相当額」という。)

(2) (略)

- 5 (略)

- 6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が 2 以上ある場合においては、その合計額)、第 2 項第 2 号に定める額、1 箇月当たりの駐車料金等 2 分の 1 相当額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が 2 以上ある場合においては、その合計額)の合計額が 15 万円を超える職員の通

することを常例とするもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項第 3 号に定める額に当該駐車場等の 1 箇月当たりの駐車料金等の額の 2 分の 1 に相当する額(その額が 3,000 円を超えるときは、3,000 円)を加算した額とする。

- 4 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第 1 号において「新幹線鉄道等」という。)でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第 1 号において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前 2 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号において「1 箇月当たりの特別料金等相当額」という。)が 4 万円を超えるときは、支給単位期間につき、4 万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が 2 以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの特別料金等相当額の合計額が 4 万円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、4 万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) (略)

- 5 (略)

勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

- 7 (略)
- 8 (略)
- 9 (略)
- 10 (略)

(管理職員特別勤務手当)

**第24条の3** 前条第1項に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により一般職員勤務時間条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、前条第1項に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

(2) (略)

4 (略)

(寒冷地手当)

**第27条** 毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下この条において「基準日」という。)において次に掲げる職員のいずれかに該当する職員(以下この条において「支給対象職員」という。)に対しては、寒冷地手当を支給する。

(1) (略)

(2) 別表第8に掲げる地域以外の地域に所在する公署のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して同表に掲げる地域に所在する公署との権衡上必要があると認められる公署として人事委員会規則で定めるものに在勤する職員

- 6 (略)
- 7 (略)
- 8 (略)
- 9 (略)

(管理職員特別勤務手当)

**第24条の3** 前条第1項に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により一般職員勤務時間条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、前条第1項に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) (略)

4 (略)

(寒冷地手当)

**第27条** 毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下この条において「基準日」という。)において次に掲げる職員のいずれかに該当する職員(以下この条において「支給対象職員」という。)に対しては、寒冷地手当を支給する。

(1) (略)

(2) 別表第8に掲げる地域以外の地域に所在する公署のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して同表に掲げる地域に所在する公署との権衡上必要があると認められる公署として人事委員会規則で定めるものに在勤する職員であつて同表に掲げる地域又は人事委員会規則で

2～6 (略)

(特定の職員についての適用除外)

**第37条の2** 第8条第2項、第9条から第13条まで、第16条及び第24条の5の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

2 (略)

3 第9条から第11条まで、第16条、第17条の3から第17条の5まで、第19条、第20条の2、第20条の3、第24条の5及び第27条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

**別表第8** (第27条関係)

地域の区分	地 域
県 内	長岡市 三條市 小千谷市 十日町市 見附市 栃尾市 糸魚川市 新井市 佐渡市 中蒲原郡村松町 南蒲原郡下田村、 <u>栄町</u> 及び中之島町 東蒲原郡 三島郡越路町、 <u>三島町</u> 、 <u>与板町</u> 及び和島村 古志郡 北魚沼郡 南魚沼郡 中魚沼郡 刈羽郡高柳町及び小国町 東頸城郡 中頸城郡妙高高原町、中郷村、妙高村、板倉町、清里村及び三和村 西頸城郡能生町及び青海町 岩船郡関川村、 <u>山北町</u> 及び粟島浦村
(略)	

備考 (略)

定める区域に居住するもの

2～6 (略)

(特定の職員についての適用除外)

**第37条の2** 第8条第2項、第9条から第13条まで、第16条、第17条、第17条の3、第17条の4、第20条の2、第20条の3、第24条の5及び第27条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

2 (略)

3 第9条から第11条まで、第16条、第17条、第17条の3から第17条の5まで、第19条、第20条の2、第20条の3、第24条の5及び第27条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

**別表第8** (第27条関係)

地域の区分	地 域
県 内	長岡市  小千谷市 十日町市 見附市 栃尾市 糸魚川市 新井市  <u>北蒲原郡中条町</u> 南蒲原郡下田村及び中之島町  東蒲原郡 三島郡越路町 <u>及び</u> 与板町  古志郡 北魚沼郡 南魚沼郡 中魚沼郡 刈羽郡高柳町及び小国町 東頸城郡 中頸城郡吉川町、 <u>妙高高原町</u> 、中郷村、妙高村、板倉町、清里村及び三和村 西頸城郡青海町 岩船郡関川村、 <u>朝日村</u> 及び山北町
(略)	

備考 (略)

**第2条** 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1 (第6条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500				
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800				
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100				
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400					



53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000	386,600		
87	256,300	297,400	346,400	387,000		
88	256,600	297,700	346,800	387,400		
89	256,900	298,000	347,000	387,700		
90	257,200	298,300	347,400	388,200		
91	257,500	298,600	347,800	388,600		
92	257,800	299,000	348,200	389,000		
93	258,100	299,200	348,400	389,300		
94		299,400	348,800			
95		299,700	349,200			
96		300,100	349,500			
97		300,300	349,800			
98		300,600	350,200			
99		301,000	350,600			
100		301,400	351,000			
101		301,600	351,500			
102		301,900	351,900			
103		302,200	352,300			
104		302,500	352,700			
105		302,700	353,200			
106		303,000	353,600			
107		303,300	353,900			
108		303,600	354,200			
109		303,800	354,700			
110		304,200				
111		304,600				
112		304,900				
113		305,100				

	114		305,300								
	115		305,600								
	116		306,000								
	117		306,200								
	118		306,400								
	119		306,700								
	120		307,000								
	121		307,400								
	122		307,600								
	123		307,900								
	124		308,200								
	125		308,500								
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第39条、第39条の2及び附則第5項に規定する職員を除く。

別表第2 (第6条関係)

## 公安職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232,600	255,500	295,400	331,900	353,300	384,100	420,300	466,000
	2	214,000	234,800	257,500	296,400	333,400	355,000	385,800	421,900	472,200
	3	216,400	237,000	259,700	297,400	334,900	356,700	387,500	423,500	477,200
	4	218,800	239,200	261,900	298,300	336,400	358,300	389,200	425,000	481,500
	5	221,200	241,400	264,000	298,900	337,900	359,900	390,700	426,500	485,500
	6	223,600	243,400	265,300	299,600	339,300	361,600	392,300	428,100	489,000
	7	226,000	245,400	266,600	300,300	340,600	363,200	393,900	429,500	492,000
	8	228,200	247,200	267,900	301,000	341,900	364,800	395,500	430,900	494,500
	9	230,400	249,000	269,200	301,700	343,200	366,400	397,100	432,000	496,700
	10	232,500	250,700	270,500	302,400	344,800	368,000	398,700	433,400	
	11	234,600	252,400	271,800	303,100	346,400	369,600	400,300	434,900	
	12	236,600	253,800	273,100	303,700	348,000	371,200	401,900	436,400	
	13	238,600	255,200	274,400	304,400	349,500	372,800	403,400	437,700	
	14	240,600	257,000	275,600	305,200	351,100	374,400	405,400	439,400	
	15	242,600	258,400	276,700	305,900	352,700	376,000	407,400	441,000	
	16	244,200	259,900	278,200	306,700	354,200	377,600	409,400	442,600	
	17	245,800	261,400	279,500	307,400	355,700	379,200	410,900	444,000	
	18	247,300	262,600	280,800	308,200	357,300	380,800	412,600	445,700	
	19	248,800	263,800	282,100	309,200	358,900	382,400	414,200	447,400	
	20	250,300	264,900	283,300	310,100	360,400	384,000	415,900	449,000	
	21	251,800	266,200	284,500	311,000	361,900	385,600	417,500	450,400	
	22	253,400	267,400	285,100	312,300	363,500	387,200	419,000	451,100	
	23	254,900	268,700	285,700	313,600	365,100	388,900	420,500	451,800	
	24	256,400	270,000	286,300	314,900	366,700	390,600	421,900	452,500	
	25	257,900	271,400	286,800	316,200	368,100	392,300	423,100	452,900	
	26	259,100	272,800	287,400	317,700	369,800	394,300	424,600	453,400	
	27	260,300	274,100	288,000	319,000	371,500	396,200	426,100	454,000	
	28	261,500	275,400	288,500	320,100	373,100	398,100	427,500	454,600	
	29	262,700	276,400	289,000	321,100	374,700	399,800	429,000	455,200	
	30	264,000	277,700	289,600	322,300	376,300	401,200	430,300	455,900	
	31	265,300	279,000	290,100	323,500	377,900	402,400	431,500	456,400	
	32	266,600	280,200	290,600	324,600	379,600	403,700	432,700	456,900	
	33	267,900	281,400	291,100	325,700	381,300	404,700	433,700	457,400	
	34	269,400	282,000	291,700	326,900	383,300	405,800	434,400	457,700	
	35	270,700	282,600	292,200	328,100	385,300	406,800	435,200	458,000	
	36	272,100	283,200	292,700	329,200	387,300	407,800	435,900	458,400	
	37	273,100	283,700	293,200	330,300	389,000	408,900	436,400	458,800	
	38	274,400	284,300	293,800	331,500	390,700	410,100	436,800	459,000	
	39	275,700	284,900	294,400	332,700	392,200	411,200	437,200	459,300	
	40	276,900	285,500	295,000	333,900	393,700	412,300	437,500	459,500	
	41	278,100	286,000	295,700	335,100	394,900	413,500	437,800	459,900	
	42	278,700	286,600	296,400	336,300	395,900	414,300	438,100	460,100	
	43	279,300	287,200	297,100	337,500	396,900	415,100	438,400	460,300	
	44	279,900	287,700	297,800	338,700	397,900	415,700	438,700	460,500	
	45	280,300	288,200	298,400	339,900	399,000	416,200	438,900	460,900	
	46	280,900	288,700	299,300	341,200	400,100	416,900	439,200		
	47	281,400	289,200	300,100	342,400	401,200	417,600	439,500		
	48	281,900	289,700	300,900	343,600	402,300	418,200	439,800		
	49	282,400	290,300	301,700	344,800	403,600	418,900	440,100		
	50	283,000	290,800	302,800	346,200	404,400	419,300	440,400		
	51	283,500	291,400	303,900	347,500	405,200	419,900	440,700		
52	284,000	292,000	304,900	348,800	405,800	420,500	441,000			

53	284,500	292,600	305,900	349,700	406,300	420,900	441,200
54	285,100	293,300	307,000	351,000	407,000	421,300	441,500
55	285,600	294,000	308,000	352,200	407,700	421,800	441,800
56	286,100	294,700	309,100	353,400	408,400	422,300	442,100
57	286,600	295,300	310,100	354,600	408,700	422,800	442,300
58	287,100	296,200	311,200	356,000	409,400	423,400	442,600
59	287,600	297,000	312,300	357,400	410,100	423,800	442,900
60	288,100	297,800	313,400	358,800	410,600	424,200	443,100
61	288,600	298,600	314,400	360,100	411,000	424,600	443,300
62	289,100	299,500	315,500	361,600	411,400	424,900	443,600
63	289,600	300,400	316,600	363,100	411,900	425,200	443,900
64	290,100	301,300	317,700	364,500	412,400	425,500	444,200
65	290,600	302,100	318,700	365,700	412,900	425,800	444,400
66	291,100	303,000	319,800	367,100	413,300	426,100	444,700
67	291,600	303,800	320,900	368,400	413,800	426,400	445,000
68	292,100	304,600	322,000	369,800	414,300	426,600	445,300
69	292,600	305,500	323,000	370,900	414,800	426,800	445,500
70	293,100	306,400	324,200	372,100	415,300	427,100	445,800
71	293,600	307,300	325,400	373,300	415,900	427,400	446,100
72	294,100	308,200	326,600	374,500	416,400	427,600	446,400
73	294,600	309,000	327,300	375,800	416,800	427,800	446,600
74	295,200	309,900	328,600	377,000	417,400	428,100	
75	295,800	310,800	329,900	378,200	417,900	428,400	
76	296,300	311,600	331,200	379,300	418,100	428,600	
77	296,800	312,300	332,500	380,400	418,400	428,800	
78	297,400	313,200	333,900	381,600	418,900	429,100	
79	298,000	314,100	335,300	382,700	419,200	429,400	
80	298,600	315,100	336,700	383,900	419,500	429,600	
81	299,200	316,000	338,000	385,000	419,800	429,800	
82	299,900	317,100	339,600	385,600	420,200	430,100	
83	300,600	318,100	341,100	386,100	420,600	430,400	
84	301,200	319,100	342,600	386,600	421,000	430,600	
85	301,800	320,000	344,000	387,200	421,300	430,800	
86	302,500	321,000	345,500	387,800	421,700		
87	303,200	322,000	347,000	388,400	422,100		
88	303,900	323,000	348,400	389,000	422,500		
89	304,600	324,000	349,700	389,300	422,800		
90	305,400	325,300	350,900	389,800	423,200		
91	306,200	326,500	352,100	390,300	423,600		
92	306,900	327,700	353,400	390,800	424,000		
93	307,400	328,900	354,700	391,200	424,300		
94	308,300	330,200	356,200	391,600			
95	309,200	331,400	357,700	392,100			
96	310,000	332,600	359,100	392,600			
97	310,800	333,800	360,400	393,000			
98	311,800	335,100	361,600	393,500			
99	312,700	336,300	362,700	394,000			
100	313,600	337,500	363,900	394,500			
101	314,500	338,900	365,000	394,800			
102	315,500	339,800	366,100	395,200			
103	316,500	340,800	367,200	395,700			
104	317,400	341,900	368,300	396,000			
105	318,200	343,000	369,500	396,300			
106	318,800	344,100	370,000	396,800			
107	319,400	345,100	370,600	397,300			
108	320,000	346,100	371,200	397,800			
109	320,500	347,300	371,800	398,100			
110	321,000	348,300	372,300	398,600			
111	321,400	349,300	372,700	399,100			
112	321,900	350,200	373,200	399,600			
113	322,700	351,100	373,600	399,900			

	114	323,400	352,000	374,000	400,400					
	115	324,100	353,000	374,500	400,900					
	116	324,700	354,000	375,000	401,400					
	117	325,300	355,000	375,400	401,800					
	118	326,000	355,400	375,900	402,300					
	119	326,700	356,000	376,500	402,700					
	120	327,500	356,600	377,000	403,200					
	121	328,100	356,900	377,200	403,600					
	122	328,400	357,300	377,700						
	123	328,900	357,700	378,200						
	124	329,400	358,100	378,600						
	125	329,700	358,500	379,100						
	126		358,900	379,600						
	127		359,300	380,100						
	128		359,700	380,600						
	129		360,100	380,900						
	130		360,500	381,400						
	131		360,900	381,900						
	132		361,300	382,400						
	133		361,500	382,700						
	134		362,000	383,200						
	135		362,400	383,600						
	136		362,700	384,000						
	137		363,000	384,300						
	138		363,400	384,800						
	139		363,900	385,300						
	140		364,400	385,800						
	141		364,700	386,100						
	142		365,200							
	143		365,700							
	144		366,200							
	145		366,500							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	384,200	416,200

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 (第6条関係)

教育職給料表

イ 教育職給料表 (二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	199,900	246,300	319,700	376,800	451,900
	2	202,200	247,800	321,500	378,300	453,700
	3	204,500	249,200	323,300	379,700	455,500
	4	206,700	250,600	325,000	381,100	457,300
	5	208,900	252,000	326,600	382,500	458,900
	6	211,200	253,200	328,500	384,000	460,600
	7	213,400	254,400	330,400	385,500	462,500
	8	215,600	255,600	332,300	386,900	464,200
	9	217,800	257,000	334,100	388,200	465,900
	10	220,000	258,200	336,100	389,700	467,500
	11	222,200	259,500	337,900	391,200	469,000
	12	224,400	260,800	339,700	392,700	470,500
	13	226,600	262,100	341,400	394,100	472,000
	14	228,700	264,000	343,100	395,600	473,300
	15	230,800	265,800	344,700	397,100	474,600
	16	232,900	267,600	346,300	398,600	475,900
	17	235,000	269,300	347,900	400,000	477,100
	18	236,800	271,500	349,200	401,600	477,800
	19	238,500	273,700	350,400	403,200	478,500
	20	240,200	275,900	351,600	404,700	479,200
	21	241,900	278,100	352,900	405,900	479,800
	22	243,200	280,300	354,500	407,300	
	23	244,500	282,500	356,100	408,700	
	24	245,800	284,600	357,600	410,000	
	25	247,000	286,600	359,100	411,600	
	26	248,200	288,500	360,700	413,000	
	27	249,400	290,400	362,300	414,300	
	28	250,600	292,200	363,800	415,700	
	29	251,700	294,000	365,300	417,100	
	30	252,900	295,900	366,900	418,400	
	31	254,100	297,700	368,500	419,900	
	32	255,300	299,400	370,000	421,400	
	33	256,400	301,100	371,500	423,000	
	34	257,700	302,900	373,100	424,400	
	35	259,000	304,600	374,700	426,000	
	36	260,300	306,200	376,200	427,500	
	37	261,700	307,800	377,700	429,200	
	38	263,100	309,500	379,200	430,700	
	39	264,400	311,300	380,700	432,300	
	40	265,700	313,000	382,100	433,900	
	41	267,000	314,300	383,500	435,400	
	42	268,000	316,200	385,000	436,900	
	43	269,000	318,000	386,400	438,100	
	44	269,900	319,700	387,800	439,300	
	45	270,600	321,400	389,300	440,500	
	46	271,400	323,300	390,900	441,800	
	47	272,200	325,000	392,500	443,000	
	48	273,000	326,700	393,900	444,200	
	49	273,800	328,400	395,100	445,300	
	50	274,600	330,200	396,500	446,500	
	51	275,300	332,000	397,900	447,700	
	52	276,100	333,700	399,200	448,900	
	53	276,900	335,400	400,400	450,100	
	54	277,700	336,700	401,600	451,300	
55	278,500	338,000	402,900	452,500		

56	279,300	339,300	404,200	453,700
57	280,000	340,800	405,500	454,800
58	280,600	342,400	406,800	455,400
59	281,400	343,900	408,200	455,900
60	282,300	345,500	409,400	456,400
61	283,100	347,000	410,600	456,900
62	283,700	348,600	412,000	
63	284,500	350,200	413,400	
64	285,200	351,700	414,700	
65	286,200	353,200	415,900	
66	287,000	354,800	417,100	
67	287,800	356,400	418,400	
68	288,500	357,900	419,800	
69	289,200	359,400	421,100	
70	290,000	361,000	422,300	
71	290,800	362,600	423,300	
72	291,500	364,100	424,500	
73	292,200	365,600	425,700	
74	292,900	367,200	426,800	
75	293,600	368,800	428,000	
76	294,200	370,300	429,000	
77	294,800	371,800	430,100	
78	295,500	373,200	431,100	
79	296,200	374,600	432,100	
80	296,800	375,900	433,100	
81	297,400	377,200	434,000	
82	298,100	378,600	434,800	
83	298,800	380,000	435,600	
84	299,500	381,300	436,400	
85	300,200	382,400	437,100	
86	301,000	383,800	437,500	
87	301,700	385,100	437,900	
88	302,400	386,400	438,300	
89	303,100	387,600	438,700	
90	304,000	388,900	439,000	
91	304,800	390,000	439,300	
92	305,600	391,200	439,500	
93	306,100	392,400	439,800	
94	306,900	393,500	440,100	
95	307,700	394,700	440,400	
96	308,500	395,900	440,600	
97	309,200	397,300	440,800	
98	310,000	398,300		
99	310,800	399,300		
100	311,500	400,300		
101	312,300	401,200		
102	313,200	402,200		
103	314,100	403,300		
104	314,900	404,400		
105	315,500	405,100		
106	316,300	406,000		
107	317,100	406,900		
108	317,900	407,800		
109	318,600	408,600		
110	319,000	409,400		
111	319,400	410,200		
112	319,900	411,000		
113	320,400	411,600		
114	320,800	412,300		
115	321,300	413,000		
116	321,700	413,700		

	117	322,200	414,300			
	118	322,700	414,800			
	119	323,100	415,200			
	120	323,600	415,500			
	121	324,100	415,800			
	122	324,500	416,100			
	123	325,000	416,400			
	124	325,500	416,600			
	125	326,100	416,800			
	126	326,400	417,100			
	127	326,700	417,400			
	128	327,000	417,600			
	129	327,200	417,800			
	130	327,500	418,100			
	131	327,800	418,400			
	132	328,000	418,600			
	133	328,200	418,800			
	134	328,400	419,100			
	135	328,600	419,400			
	136	328,900	419,600			
	137	329,200	419,800			
	138	329,400	420,100			
	139	329,700	420,400			
	140	330,000	420,600			
	141	330,200	420,800			
	142	330,400	421,100			
	143	330,700	421,400			
	144	330,900	421,600			
	145	331,200	421,800			
	146	331,400	422,100			
	147	331,700	422,400			
	148	332,000	422,600			
	149	332,200	422,800			
	150	332,400				
	151	332,700				
	152	333,000				
	153	333,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		238,500	279,100	308,200	336,600	421,900

備考 (1) この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師及び実習助手（教育職給料表（三）の適用を受ける者を除く。）並びに中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師で当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校において、当該高等学校の教科を担当するもの及び養護の業務を行うものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。



## ロ 教育職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	319,700	348,700	435,700
	2	202,200	223,100	321,500	350,200	437,000
	3	204,500	225,500	323,300	351,700	438,200
	4	206,700	227,900	325,000	353,200	439,500
	5	208,900	230,300	326,600	354,600	440,600
	6	211,200	232,700	328,500	356,000	441,700
	7	213,400	235,100	330,400	357,400	442,900
	8	215,600	237,500	332,300	358,800	444,100
	9	217,800	239,900	334,100	360,200	445,400
	10	220,000	241,500	336,100	361,500	446,600
	11	222,200	243,100	337,900	362,800	447,600
	12	224,400	244,700	339,700	364,100	448,700
	13	226,600	246,300	341,400	365,300	449,900
	14	228,700	247,800	343,100	366,600	450,700
	15	230,800	249,200	344,700	367,800	451,500
	16	232,900	250,600	346,300	369,000	452,400
	17	235,000	252,000	347,900	370,200	453,300
	18	236,800	253,200	349,200	371,400	453,800
	19	238,500	254,400	350,400	372,600	454,300
	20	240,200	255,600	351,600	373,700	454,800
	21	241,900	257,000	352,900	374,800	455,300
	22	243,200	258,200	354,300	376,000	
	23	244,500	259,500	355,700	377,200	
	24	245,800	260,800	357,000	378,300	
	25	247,000	262,100	358,300	379,400	
	26	248,100	264,000	359,700	380,600	
	27	249,200	265,800	361,100	381,800	
	28	250,300	267,600	362,400	382,900	
	29	251,500	269,300	363,700	384,000	
	30	252,800	271,500	365,100	385,200	
	31	254,000	273,700	366,400	386,400	
	32	255,200	275,900	367,700	387,500	
	33	256,300	278,100	369,000	388,600	
	34	257,500	280,300	370,200	389,800	
	35	258,700	282,500	371,400	391,000	
	36	259,900	284,600	372,600	392,200	
	37	261,100	286,600	373,800	393,400	
	38	262,300	288,500	375,000	394,700	
	39	263,500	290,400	376,200	395,900	
	40	264,700	292,200	377,400	397,100	
	41	265,900	294,000	378,500	398,300	
	42	267,000	295,900	379,700	399,600	
	43	268,100	297,700	380,900	400,600	
	44	269,200	299,400	382,100	401,700	
	45	270,200	301,100	383,200	402,900	
	46	271,000	302,900	384,500	404,100	
	47	271,800	304,600	385,800	405,300	
	48	272,600	306,200	387,000	406,500	
	49	273,300	307,800	387,900	407,600	
	50	274,100	309,500	389,100	408,600	
	51	274,800	311,300	390,100	409,900	
	52	275,500	313,000	391,200	411,100	
	53	276,300	314,300	392,000	412,300	
	54	277,100	316,200	393,100	413,400	
	55	277,900	318,000	394,100	414,500	
	56	278,600	319,700	395,100	415,600	
57	279,300	321,400	396,200	416,600		

58	280,100	323,300	397,200	417,800
59	280,900	325,000	398,300	419,000
60	281,600	326,700	399,400	420,200
61	282,200	328,400	400,400	420,800
62	282,900	330,200	401,500	421,600
63	283,600	332,000	402,600	422,300
64	284,200	333,700	403,600	422,800
65	284,900	335,400	404,500	423,100
66	285,600	336,700	405,400	423,400
67	286,300	338,000	406,400	423,800
68	287,000	339,300	407,400	424,200
69	287,700	340,800	408,200	424,500
70	288,500	342,300	409,000	424,900
71	289,200	343,800	409,700	425,200
72	289,900	345,300	410,500	425,500
73	290,400	346,700	411,200	425,800
74	291,100	348,200	411,800	426,200
75	291,800	349,700	412,500	426,500
76	292,400	351,200	413,200	426,800
77	293,000	352,600	413,800	427,100
78	293,700	354,100	414,500	427,400
79	294,300	355,600	415,000	427,700
80	294,900	357,100	415,600	427,900
81	295,500	358,500	416,000	428,100
82	296,100	359,800	416,400	
83	296,700	361,100	416,700	
84	297,300	362,300	417,000	
85	297,800	363,500	417,200	
86	298,300	364,700	417,500	
87	298,800	365,900	417,800	
88	299,300	367,000	418,000	
89	299,700	368,100	418,200	
90	300,300	369,200	418,500	
91	300,800	370,300	418,800	
92	301,300	371,400	419,000	
93	301,600	372,500	419,200	
94	302,100	373,700	419,500	
95	302,600	374,800	419,800	
96	303,000	375,900	420,000	
97	303,400	376,900	420,200	
98	303,900	377,900		
99	304,400	378,800		
100	304,800	379,700		
101	305,200	380,500		
102	305,600	381,500		
103	306,000	382,400		
104	306,300	383,300		
105	306,500	384,100		
106	306,800	385,000		
107	307,100	385,900		
108	307,300	386,800		
109	307,500	387,600		
110	307,700	388,600		
111	308,000	389,500		
112	308,300	390,400		
113	308,500	391,000		
114	308,700	391,900		
115	308,900	392,800		
116	309,200	393,700		
117	309,500	394,500		
118	309,700	395,200		
119	310,000	396,000		

	120	310,300	396,800			
	121	310,500	397,400			
	122	310,700	398,100			
	123	310,900	398,800			
	124	311,200	399,400			
	125	311,500	400,000			
	126		400,700			
	127		401,200			
	128		401,800			
	129		402,400			
	130		403,000			
	131		403,500			
	132		404,000			
	133		404,300			
	134		404,600			
	135		404,900			
	136		405,200			
	137		405,500			
	138		405,800			
	139		406,100			
	140		406,400			
	141		406,700			
	142		407,000			
	143		407,300			
	144		407,600			
	145		407,800			
	146		408,100			
	147		408,400			
	148		408,600			
	149		408,800			
	150		409,100			
	151		409,400			
	152		409,600			
	153		409,800			
	154		410,100			
	155		410,400			
	156		410,600			
	157		410,800			
	158		411,100			
	159		411,400			
	160		411,600			
	161		411,800			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		229,700	276,000	303,400	330,000	411,900

備考 (1) この表は、中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（教育職給料表（二）の適用を受ける者を除く。）のうち人事委員会規則で定めるもの並びに中等教育学校に勤務する主幹教諭、教諭、助教諭及び講師のうち、高等学校の教員の免許状を有しないもの及び中等教育学校の後期課程の教科を担当せず、かつ、進路指導その他当該中等教育学校の後期課程の業務に従事しないものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 (第6条関係)

医療職給料表

イ 医療職給料表 (一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	
	21	354,000	436,500	491,500	
	22	357,100	438,000	493,200	
	23	360,200	439,500	495,000	
	24	363,200	440,900	496,800	
	25	366,200	442,300	498,400	
	26	368,500	443,700	500,200	
	27	370,800	445,100	502,000	
	28	373,000	446,500	503,600	
	29	374,900	447,900	505,000	
	30	376,600	449,300	506,700	
	31	378,300	450,700	508,500	
	32	380,100	452,100	510,200	
	33	381,900	453,500	511,700	
	34	383,700	454,900	513,000	
	35	385,300	456,300	514,300	
	36	386,700	457,700	515,600	
	37	388,100	459,100	516,600	
	38	389,600	460,800	517,900	
	39	391,100	462,400	519,200	
	40	392,600	464,000	520,500	
	41	394,100	465,600	521,500	
	42	394,800	466,800	522,300	
	43	395,400	468,000	523,100	
	44	396,100	469,100	523,900	
	45	397,000	470,100	524,800	
	46	397,600	471,100	525,600	
	47	398,200	472,000	526,400	
	48	398,800	472,800	527,100	
	49	399,400	473,500	527,900	
	50	399,900	474,200	528,700	
	51	400,400	474,900	529,400	
	52	400,900	475,500	530,300	
	53	401,400	476,200	531,200	
	54	401,800	476,900	532,000	
55	402,200	477,500	532,900		

	56	402,600	478,100	533,800	
	57	403,000	478,400	534,600	
	58	403,400	479,000	535,500	
	59	403,800	479,700	536,400	
	60	404,200	480,400	537,100	
	61	404,600	480,800	537,900	
	62	405,000	481,400	538,800	
	63	405,400	482,100	539,700	
	64	405,800	482,800	540,600	
	65	406,100	483,200	541,400	
	66		483,800	542,300	
	67		484,400	543,200	
	68		484,900	544,100	
	69		485,400	544,900	
	70		485,900	545,800	
	71		486,400	546,700	
	72		486,900	547,600	
	73		487,300	548,400	
	74		487,800		
	75		488,200		
	76		488,700		
	77		489,200		
	78		489,800		
	79		490,400		
	80		490,800		
	81		491,300		
	82		491,900		
	83		492,500		
	84		493,000		
	85		493,500		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 301,700	円 344,400	円 399,500	円 473,300

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000	479,100
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900	480,400
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800	481,700
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600	483,000
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400	484,200
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000	485,600
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600	487,000
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100	488,200
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600	489,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900	490,900
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200	492,300
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500	493,700
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800	495,100
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000	496,200
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200	497,300
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300	498,400
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500	499,500
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600	500,400
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800	501,300
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000	502,200
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100	503,200
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900	
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300	
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000	
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500	
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900	
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300	
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700	
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100	
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500	
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900	
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200	
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500	
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900	
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200	
	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500	
	37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800	
	38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400		
	39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700		
	40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000		
	41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300		
	42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600		
	43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900		
	44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200		
	45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400		
	46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700		
	47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000		
	48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300		
	49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500		
	50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800		
	51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100		
	52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400		
	53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600		
	54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000			
	55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700			
56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300				

	57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700			
	58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200			
	59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800			
	60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400			
	61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800			
	62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300			
	63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800			
	64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300			
	65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900			
	66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400			
	67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000			
	68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600			
	69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100			
	70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600			
	71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100			
	72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600			
	73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900			
	74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400			
	75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800			
	76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200			
	77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600			
	78	254,800	291,900	328,600	349,900				
	79	255,100	292,200	329,000	350,100				
	80	255,300	292,500	329,500	350,400				
	81	255,500	292,800	330,000	350,900				
	82	255,800	293,100	330,400	351,200				
	83	256,100	293,400	330,600	351,500				
	84	256,300	293,700	330,900	351,800				
	85	256,500	293,900	331,300	352,200				
	86		294,100	331,700	352,500				
	87		294,300	332,000	352,800				
	88		294,500	332,300	353,100				
	89		294,900	332,600	353,500				
	90		295,100	332,800	353,800				
	91		295,300	333,200	354,100				
	92		295,500	333,500	354,400				
	93		295,900	333,700	354,700				
	94		296,100	334,000	355,100				
	95		296,300	334,300	355,500				
	96		296,600	334,600	355,900				
	97		296,900	334,800	356,400				
	98		297,100	335,100	356,800				
	99		297,300	335,400	357,200				
	100		297,600	335,600	357,600				
	101		297,900	335,800	358,100				
	102		298,100	336,000					
	103		298,300	336,400					
	104		298,600	336,600					
	105		298,900	336,800					
	106			337,200					
	107			337,600					
	108			338,000					
	109			338,200					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000	433,400

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、学校栄養職員、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、マッサージ師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表 (三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100
	33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
	34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
	35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200
	36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000
	37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300	463,800
	38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400	464,600
	39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600	465,300
	40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700	466,000
	41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900	466,800
	42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900	
	43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000	
	44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100	
	45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100	
	46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600	
	47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200	
	48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600	
	49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200	
	50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700	
	51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100	
	52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600	
	53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100	
	54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500	
	55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800	
	56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100	
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500		



58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900
69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300
70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000
79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500
80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900
81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200
82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600
83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100
84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500
85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900
86	286,100	312,900	350,700	369,600	
87	286,600	313,900	351,500	370,200	
88	287,100	314,900	352,300	370,700	
89	287,600	315,800	352,900	371,000	
90	288,100	316,900	353,500	371,500	
91	288,600	317,900	354,100	371,900	
92	289,100	318,900	354,700	372,200	
93	289,600	319,700	355,100	372,800	
94	290,200	320,400	355,500	373,300	
95	290,800	321,100	356,000	373,800	
96	291,400	321,700	356,400	374,300	
97	292,000	322,200	356,900	374,900	
98	292,500	322,500	357,300	375,400	
99	293,000	323,100	357,800	375,900	
100	293,500	323,700	358,200	376,300	
101	294,000	324,100	358,500	376,900	
102	294,500	324,700	359,000	377,400	
103	295,000	325,300	359,400	377,900	
104	295,400	325,800	359,700	378,400	
105	295,800	326,200	360,100	379,000	
106	296,300	326,700	360,600	379,400	
107	296,800	327,200	361,100	379,900	
108	297,100	327,700	361,600	380,400	
109	297,300	328,100	362,100	381,000	
110	297,600	328,500	362,600		
111	297,800	328,800	363,100		
112	298,100	329,100	363,500		
113	298,400	329,400	363,900		
114	298,600	329,800	364,300		
115	298,900	330,100	364,800		
116	299,100	330,400	365,300		
117	299,400	330,600	365,700		
118	299,700	330,900	366,200		
119	300,000	331,200	366,700		

	120	300,300	331,400	367,200				
	121	300,600	331,600	367,500				
	122	301,000	331,900					
	123	301,300	332,200					
	124	301,600	332,500					
	125	301,800	332,700					
	126	302,000	333,000					
	127	302,300	333,400					
	128	302,700	333,600					
	129	302,900	333,800					
	130	303,200	334,000					
	131	303,600	334,400					
	132	304,000	334,600					
	133	304,200	334,900					
	134	304,500	335,300					
	135	304,800	335,700					
	136	305,100	336,100					
	137	305,300	336,400					
	138	305,600	336,800					
	139	305,900	337,200					
	140	306,200	337,600					
	141	306,400	337,900					
	142	306,800	338,300					
	143	307,200	338,600					
	144	307,500	339,000					
	145	307,700	339,300					
	146	307,900	339,700					
	147	308,200	340,100					
	148	308,600	340,500					
	149	308,800	340,800					
	150	309,000	341,200					
	151	309,300	341,600					
	152	309,600	342,000					
	153	310,000	342,300					
	154	310,200						
	155	310,400						
	156	310,700						
	157	311,000						
	158	311,300						
	159	311,600						
	160	311,900						
	161	312,300						
	162	312,600						
	163	312,900						
	164	313,200						
	165	313,600						
	166	313,900						
	167	314,200						
	168	314,500						
	169	314,900						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5 (第6条関係)

## 研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	183,900	233,900	326,100	376,000	446,500
	2	185,000	238,200	328,100	377,400	456,400
	3	186,200	240,900	330,100	378,800	465,800
	4	187,300	243,600	332,100	380,200	475,700
	5	188,400	246,200	333,900	381,600	485,300
	6	190,500	247,800	335,900	383,000	495,100
	7	192,600	249,300	337,800	384,400	504,000
	8	194,700	250,800	339,700	385,800	511,900
	9	196,800	252,300	341,500	387,200	519,700
	10	198,800	254,400	343,100	388,700	526,800
	11	200,800	256,500	344,700	390,100	532,100
	12	202,800	258,500	346,300	391,500	536,600
	13	204,800	260,500	347,900	392,900	539,600
	14	206,700	262,800	348,900	394,400	541,600
	15	208,600	265,100	349,900	395,900	
	16	210,400	267,300	350,900	397,400	
	17	212,100	269,500	352,000	398,900	
	18	213,900	271,900	353,300	400,500	
	19	215,700	274,300	354,500	402,100	
	20	217,500	276,700	355,700	403,800	
	21	219,300	279,000	356,900	405,000	
	22	221,100	281,100	358,000	406,400	
	23	222,800	283,200	359,100	407,800	
	24	224,500	285,200	360,200	409,100	
	25	226,200	287,200	361,300	410,400	
	26	228,300	289,100	362,300	411,700	
	27	230,200	291,000	363,300	413,200	
	28	232,100	292,900	364,300	414,700	
	29	234,000	294,800	365,200	415,900	
	30	235,100	296,300	366,100	417,100	
	31	236,200	297,800	366,900	418,700	
	32	237,300	299,300	367,700	420,200	
	33	238,700	300,800	368,400	421,500	
	34	240,200	302,300	369,200	422,900	
	35	241,700	303,800	370,000	424,300	
	36	243,200	305,200	370,800	425,700	
	37	244,700	306,600	371,600	427,100	
	38	246,300	307,500	372,400	428,500	
	39	247,900	308,400	373,200	429,900	
	40	249,500	309,300	374,000	431,300	
	41	251,100	310,100	374,800	432,400	
	42	252,600	310,600	376,100	433,700	
	43	254,100	311,100	377,400	435,100	
	44	255,600	311,600	378,600	436,400	
	45	257,100	312,100	379,300	437,200	
	46	258,400	312,600	380,300	438,000	
	47	259,600	313,100	381,100	438,900	
	48	260,800	313,600	381,800	439,800	
	49	262,000	314,000	382,500	440,600	
	50	263,100	314,500	383,200	441,400	
	51	264,200	315,000	383,900	442,000	
	52	265,300	315,500	384,600	442,800	
	53	266,400	315,900	385,200	443,200	
	54	267,500	316,400	385,900	443,800	
55	268,500	316,800	386,700	444,300		

56	269,500	317,200	387,500	444,800
57	270,500	317,600	388,100	445,300
58	271,200	318,000	388,900	
59	271,800	318,400	389,600	
60	272,400	318,800	390,300	
61	273,000	319,200	390,900	
62	273,600	319,800	391,600	
63	274,200	320,400	392,300	
64	274,800	321,000	393,000	
65	275,400	321,500	393,700	
66	276,000	322,100	394,300	
67	276,600	322,700	394,900	
68	277,200	323,300	395,600	
69	277,800	323,800	396,300	
70	278,500	324,400	396,800	
71	279,200	325,000	397,400	
72	279,900	325,600	398,000	
73	280,500	326,100	398,500	
74	281,200	326,800	399,100	
75	281,900	327,500	399,700	
76	282,600	328,200	400,200	
77	283,200	328,900	400,700	
78	283,900	329,600	401,200	
79	284,600	330,300	401,700	
80	285,200	331,000	402,400	
81	285,800	331,700	402,800	
82	286,500	332,500		
83	287,200	333,200		
84	287,800	333,800		
85	288,400	334,300		
86	289,100	334,800		
87	289,800	335,200		
88	290,400	335,600		
89	291,000	335,900		
90	291,700	336,400		
91	292,400	336,800		
92	293,000	337,200		
93	293,600	337,500		
94	294,300	337,900		
95	294,900	338,300		
96	295,500	338,700		
97	295,800	339,200		
98	296,400	339,700		
99	297,000	340,200		
100	297,500	340,700		
101	298,000	341,200		
102	298,400	341,700		
103	298,800	342,200		
104	299,200	342,700		
105	299,600	343,100		
106	300,100	343,500		
107	300,600	344,000		
108	300,900	344,400		
109	301,100	344,900		
110	301,500	345,300		
111	301,800	345,700		
112	302,000	346,100		
113	302,300	346,600		
114	302,600	347,000		
115	302,900	347,400		
116	303,200	347,800		

	117	303,500	348,300			
	118	303,800	348,700			
	119	304,000	349,100			
	120	304,300	349,500			
	121	304,600	349,900			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		221,800	263,600	288,600	331,400	390,600

備考 この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第6 (第6条関係)

福祉職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	199,600	254,300	287,800	313,800	355,200	408,300
	2	201,300	255,900	288,800	315,500	356,900	410,200
	3	203,000	257,500	289,700	317,000	358,500	412,100
	4	204,700	258,800	290,600	318,500	360,100	413,900
	5	206,300	260,300	291,500	319,700	361,700	415,700
	6	207,900	261,500	292,400	321,100	363,500	417,500
	7	209,500	262,600	293,300	322,500	365,000	419,300
	8	211,100	263,700	294,200	323,900	366,600	421,100
	9	212,700	264,800	295,000	325,300	368,000	422,700
	10	214,500	265,900	296,000	326,800	369,600	424,200
	11	216,300	267,000	297,200	328,200	371,200	425,700
	12	217,400	268,100	298,300	329,600	372,700	427,200
	13	218,500	269,200	299,500	331,000	374,600	428,700
	14	219,700	270,100	300,600	332,600	376,500	430,000
	15	220,900	271,000	301,700	334,200	378,400	431,300
	16	222,000	271,800	302,800	335,700	380,200	432,500
	17	223,100	272,400	303,900	337,200	381,700	433,700
	18	224,100	273,100	305,000	338,800	383,500	435,000
	19	225,100	273,900	306,100	340,400	385,200	436,300
	20	226,100	274,600	307,100	341,900	386,800	437,500
	21	227,100	275,600	308,100	343,400	388,500	438,700
	22	228,500	276,500	309,100	344,900	389,900	439,500
	23	229,800	277,400	310,100	346,400	391,300	440,300
	24	231,100	278,300	311,100	347,900	392,700	441,100
	25	232,400	279,300	312,100	349,400	394,100	441,700
	26	233,700	280,200	313,100	351,000	395,300	442,300
	27	235,000	281,100	314,100	352,600	396,500	442,900
	28	236,200	282,000	315,100	354,100	397,500	443,500
	29	237,400	282,900	316,100	355,300	398,600	444,200
	30	238,400	283,700	317,200	356,800	399,800	445,000
	31	239,400	284,600	318,300	358,300	400,900	445,400
	32	240,400	285,500	319,400	359,800	402,000	446,100
	33	241,400	286,500	320,500	361,200	402,700	446,600
	34	242,400	287,500	321,600	362,700	403,400	447,000
	35	243,300	288,500	322,700	364,200	404,100	447,400
	36	244,200	289,400	323,800	365,700	404,800	447,800
	37	245,100	290,300	324,800	367,100	405,400	448,200
	38	246,000	291,300	325,900	368,500	406,000	448,600
	39	246,900	292,300	327,000	369,900	406,500	449,000
	40	247,700	293,200	328,000	371,300	406,900	449,300
	41	248,500	294,100	329,000	372,300	407,300	449,600
	42	249,100	295,100	329,900	373,400	407,500	450,000
	43	249,700	296,100	330,800	374,300	407,800	450,300
	44	250,300	297,000	331,700	375,400	408,100	450,600
	45	250,800	297,900	332,600	376,100	408,400	450,900
	46	251,300	298,800	333,300	376,700	408,700	
	47	251,800	299,700	333,900	377,400	409,000	
	48	252,300	300,600	334,500	378,200	409,300	
	49	252,800	301,400	335,100	379,000	409,500	
	50	253,400	302,300	335,800	379,700	409,800	
	51	253,900	303,200	336,400	380,500	410,100	
	52	254,400	304,000	337,000	381,200	410,400	
	53	254,800	304,900	337,600	382,000	410,600	
	54	255,300	305,900	338,100	382,700	410,900	
55	255,800	306,900	338,600	383,400	411,200		

56	256,300	307,800	339,100	384,000	411,500
57	256,800	308,700	339,500	384,300	411,700
58	257,200	309,700	339,700	384,900	412,000
59	257,600	310,600	340,200	385,500	412,300
60	258,000	311,500	340,700	386,200	412,500
61	258,400	312,400	341,000	386,600	412,700
62	258,800	313,300	341,400	387,300	413,000
63	259,200	314,200	341,900	387,900	413,300
64	259,600	315,000	342,300	388,500	413,500
65	260,000	315,700	342,700	388,900	413,700
66	260,400	316,600	343,200	389,400	
67	260,800	317,400	343,600	390,000	
68	261,200	318,200	344,100	390,500	
69	261,600	319,000	344,300	390,900	
70	262,000	319,500	344,800	391,400	
71	262,400	320,000	345,300	391,900	
72	262,800	320,500	345,700	392,400	
73	263,200	321,000	346,000	392,900	
74	263,600	321,600	346,400	393,300	
75	264,000	322,100	346,900	393,700	
76	264,400	322,600	347,300	394,100	
77	264,800	322,900	347,500	394,300	
78	265,200	323,200	347,800	394,500	
79	265,600	323,700	348,200	394,800	
80	265,900	324,000	348,600	395,100	
81	266,200	324,300	348,900	395,300	
82	266,600	324,600	349,200	395,600	
83	267,000	324,900	349,600	395,900	
84	267,300	325,200	350,000	396,100	
85	267,600	325,600	350,300	396,300	
86	268,000	326,000	350,700		
87	268,400	326,300	351,100		
88	268,700	326,500	351,300		
89	269,000	327,000	351,600		
90	269,400	327,400			
91	269,800	327,600			
92	270,100	328,000			
93	270,400	328,400			
94	270,800	328,800			
95	271,200	329,200			
96	271,500	329,500			
97	271,800	329,700			
98	272,200	330,000			
99	272,600	330,300			
100	272,900	330,600			
101	273,200	331,000			
102	273,600	331,200			
103	274,000	331,500			
104	274,300	331,900			
105	274,500	332,300			
106	274,700	332,600			
107	275,000	332,900			
108	275,300	333,200			
109	275,600	333,500			
110	275,900	333,900			
111	276,200	334,200			
112	276,400	334,400			
113	276,700	334,600			
114	277,000	334,900			
115	277,300	335,200			
116	277,700	335,500			

	117	278,000	335,700				
	118	278,300					
	119	278,600					
	120	279,000					
	121	279,200					
	122	279,400					
	123	279,800					
	124	280,100					
	125	280,300					
	126	280,600					
	127	281,000					
	128	281,400					
	129	281,600					
	130	282,000					
	131	282,400					
	132	282,700					
	133	282,900					
	134	283,200					
	135	283,600					
	136	283,900					
	137	284,100					
	138	284,400					
	139	284,700					
	140	285,000					
	141	285,200					
	142	285,400					
	143	285,600					
	144	285,900					
	145	286,300					
	146	286,500					
	147	286,800					
	148	287,100					
	149	287,400					
	150	287,600					
	151	287,900					
	152	288,100					
	153	288,400					
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 205,800	円 245,600	円 260,100	円 293,600	円 320,600	円 362,700

備考 この表は、児童福祉施設、障害者支援施設等に勤務し、入所者の指導、保育又は介護の業務等に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。



(市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第 3 条 市町村立学校職員の給与に関する条例 (昭和 30 年新潟県条例第 61 号) の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(扶養手当)</p> <p>第 17 条 (略)</p> <p>2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 扶養手当の月額、前項第 1 号に該当する扶養親族 (次項において「扶養親族たる子」という。) については 1 人につき 1 万 3, 000 円、同項第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 6, 500 円とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5, 000 円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p> <p>第 18 条 削除</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第 17 条 (略)</p> <p>2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p><u>(1) 配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>3 扶養手当の月額、前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 6, 500 円、同項第 2 号に該当する扶養親族 (以下「扶養親族たる子」という。) については 1 人につき 1 万円とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間 (以下「特定期間」という。) にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5, 000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>第 18 条 <u>新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合</u></p> <p><u>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合 (扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。)</u></p> <p>2 扶養手当の支給は、<u>新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第 1 号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月 (これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月) から開始し、扶養</u></p>

手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となつた場合

(住居手当)

**第19条** 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第22条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

2・3 (略)

(通勤手当)

**第21条** (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運

手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となつた場合

(住居手当)

**第19条** 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第22条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

2・3 (略)

(通勤手当)

**第21条** (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運

賃等の額に相当する額（第4項及び第6項において「運賃等相当額」という。）

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 第1項第3号に掲げる職員で、駐車場又は駐輪場（人事委員会規則で定めるものに限る。以下この項において「駐車場等」という。）を利用し、当該駐車場等の利用に係る料金（以下この項において「駐車料金等」という。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項第3号に定める額に当該駐車場等の1箇月当たりの駐車料金等の額の2分の1に相当する額（その額が3,000円を超えるときは、3,000円。第6項において「1箇月当たりの駐車料金等2分の1相当額」という。）を加算した額とする。

4 学校若しくは共同調理場（以下この条、次条、第28条第1項及び第30条の4において「学校等」という。）を異にする異動又は在勤する学校等の移転に伴い、所在する地域を異にする学校等に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は学校等の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び第6項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特

賃等の額に相当する額（以下この条において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 第1項第3号に掲げる職員で、駐車場又は駐輪場（人事委員会規則で定めるものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、当該駐車場等の利用に係る料金（以下「駐車料金等」という。）を負担することを常例とするもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項第3号に定める額に当該駐車場等の1箇月当たりの駐車料金等の額の2分の1に相当する額（その額が3,000円を超えるときは、3,000円）を加算した額とする。

4 学校若しくは共同調理場（以下この条、次条、第28条第1項及び第30条の4において「学校等」という。）を異にする異動又は在勤する学校等の移転に伴い、所在する地域を異にする学校等に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は学校等の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が人事委員会規則で定める基

別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第6項において「特別料金等相当額」という。）

(2) (略)

5 (略)

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、1箇月当たりの駐車料金等2分の1相当額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

7 (略)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

(管理職員特別勤務手当)

**第25条** 前条第1項に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により市町村立学校職員勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、前条第1項に規定

準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「1箇月当たりの特別料金等相当額」という。）が4万円を超えるときは、支給単位期間につき、4万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額が4万円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、4万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

(管理職員特別勤務手当)

**第25条** 前条第1項に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により市町村立学校職員勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、前条第1項に規定

する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

(2) (略)

4 (略)

(寒冷地手当)

**第28条** 毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下この条において「基準日」という。)において次に掲げる職員のいずれかに該当する職員(以下この条において「支給対象職員」という。)に対しては、寒冷地手当を支給する。

(1) (略)

(2) 寒冷地以外の地域に所在する学校等のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して寒冷地に所在する学校等との権衡上必要があると認められる学校等として人事委員会規則で定めるものに在勤する職員

2～5 (略)

(特定の職員についての適用除外)

**第39条の2** 第7条第2項、第8条から第11条まで、第13条、第17条及び第25条の2の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

2 (略)

3 第8条から第10条まで、第17条、第18条の3、第19条、第22条、第25条の2、第28条、第30条の3及び第30条の4の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) (略)

4 (略)

(寒冷地手当)

**第28条** 毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下この条において「基準日」という。)において次に掲げる職員のいずれかに該当する職員(以下この条において「支給対象職員」という。)に対しては、寒冷地手当を支給する。

(1) (略)

(2) 寒冷地以外の地域に所在する学校等のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して寒冷地に所在する学校等との権衡上必要があると認められる学校等として人事委員会規則で定めるものに在勤する職員であつて寒冷地又は人事委員会規則で定める区域に居住するもの

2～5 (略)

(特定の職員についての適用除外)

**第39条の2** 第7条第2項、第8条から第11条まで、第13条、第17条、第18条、第18条の3、第25条の2、第28条、第30条の3及び第30条の4の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

2 (略)

3 第8条から第10条まで、第17条、第18条、第18条の3、第19条、第22条、第25条の2、第28条、第30条の3及び第30条の4の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

**第4条** 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

教育職給料表

イ 教育職給料表 (一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	199,900	246,300	319,700	376,800	451,900
	2	202,200	247,800	321,500	378,300	453,700
	3	204,500	249,200	323,300	379,700	455,500
	4	206,700	250,600	325,000	381,100	457,300
	5	208,900	252,000	326,600	382,500	458,900
	6	211,200	253,200	328,500	384,000	460,600
	7	213,400	254,400	330,400	385,500	462,500
	8	215,600	255,600	332,300	386,900	464,200
	9	217,800	257,000	334,100	388,200	465,900
	10	220,000	258,200	336,100	389,700	467,500
	11	222,200	259,500	337,900	391,200	469,000
	12	224,400	260,800	339,700	392,700	470,500
	13	226,600	262,100	341,400	394,100	472,000
	14	228,700	264,000	343,100	395,600	473,300
	15	230,800	265,800	344,700	397,100	474,600
	16	232,900	267,600	346,300	398,600	475,900
	17	235,000	269,300	347,900	400,000	477,100
	18	236,800	271,500	349,200	401,600	477,800
	19	238,500	273,700	350,400	403,200	478,500
	20	240,200	275,900	351,600	404,700	479,200
	21	241,900	278,100	352,900	405,900	479,800
	22	243,200	280,300	354,500	407,300	
	23	244,500	282,500	356,100	408,700	
	24	245,800	284,600	357,600	410,000	
	25	247,000	286,600	359,100	411,600	
	26	248,200	288,500	360,700	413,000	
	27	249,400	290,400	362,300	414,300	
	28	250,600	292,200	363,800	415,700	
	29	251,700	294,000	365,300	417,100	
	30	252,900	295,900	366,900	418,400	
	31	254,100	297,700	368,500	419,900	
	32	255,300	299,400	370,000	421,400	
	33	256,400	301,100	371,500	423,000	
	34	257,700	302,900	373,100	424,400	
	35	259,000	304,600	374,700	426,000	
	36	260,300	306,200	376,200	427,500	
	37	261,700	307,800	377,700	429,200	
	38	263,100	309,500	379,200	430,700	
	39	264,400	311,300	380,700	432,300	
	40	265,700	313,000	382,100	433,900	
	41	267,000	314,300	383,500	435,400	
	42	268,000	316,200	385,000	436,900	
	43	269,000	318,000	386,400	438,100	
	44	269,900	319,700	387,800	439,300	
	45	270,600	321,400	389,300	440,500	
	46	271,400	323,300	390,900	441,800	
	47	272,200	325,000	392,500	443,000	
	48	273,000	326,700	393,900	444,200	
	49	273,800	328,400	395,100	445,300	
	50	274,600	330,200	396,500	446,500	
	51	275,300	332,000	397,900	447,700	
	52	276,100	333,700	399,200	448,900	
	53	276,900	335,400	400,400	450,100	
	54	277,700	336,700	401,600	451,300	
55	278,500	338,000	402,900	452,500		

56	279,300	339,300	404,200	453,700
57	280,000	340,800	405,500	454,800
58	280,600	342,400	406,800	455,400
59	281,400	343,900	408,200	455,900
60	282,300	345,500	409,400	456,400
61	283,100	347,000	410,600	456,900
62	283,700	348,600	412,000	
63	284,500	350,200	413,400	
64	285,200	351,700	414,700	
65	286,200	353,200	415,900	
66	287,000	354,800	417,100	
67	287,800	356,400	418,400	
68	288,500	357,900	419,800	
69	289,200	359,400	421,100	
70	290,000	361,000	422,300	
71	290,800	362,600	423,300	
72	291,500	364,100	424,500	
73	292,200	365,600	425,700	
74	292,900	367,200	426,800	
75	293,600	368,800	428,000	
76	294,200	370,300	429,000	
77	294,800	371,800	430,100	
78	295,500	373,200	431,100	
79	296,200	374,600	432,100	
80	296,800	375,900	433,100	
81	297,400	377,200	434,000	
82	298,100	378,600	434,800	
83	298,800	380,000	435,600	
84	299,500	381,300	436,400	
85	300,200	382,400	437,100	
86	301,000	383,800	437,500	
87	301,700	385,100	437,900	
88	302,400	386,400	438,300	
89	303,100	387,600	438,700	
90	304,000	388,900	439,000	
91	304,800	390,000	439,300	
92	305,600	391,200	439,500	
93	306,100	392,400	439,800	
94	306,900	393,500	440,100	
95	307,700	394,700	440,400	
96	308,500	395,900	440,600	
97	309,200	397,300	440,800	
98	310,000	398,300		
99	310,800	399,300		
100	311,500	400,300		
101	312,300	401,200		
102	313,200	402,200		
103	314,100	403,300		
104	314,900	404,400		
105	315,500	405,100		
106	316,300	406,000		
107	317,100	406,900		
108	317,900	407,800		
109	318,600	408,600		
110	319,000	409,400		
111	319,400	410,200		
112	319,900	411,000		
113	320,400	411,600		
114	320,800	412,300		
115	321,300	413,000		
116	321,700	413,700		

	117	322,200	414,300			
	118	322,700	414,800			
	119	323,100	415,200			
	120	323,600	415,500			
	121	324,100	415,800			
	122	324,500	416,100			
	123	325,000	416,400			
	124	325,500	416,600			
	125	326,100	416,800			
	126	326,400	417,100			
	127	326,700	417,400			
	128	327,000	417,600			
	129	327,200	417,800			
	130	327,500	418,100			
	131	327,800	418,400			
	132	328,000	418,600			
	133	328,200	418,800			
	134	328,400	419,100			
	135	328,600	419,400			
	136	328,900	419,600			
	137	329,200	419,800			
	138	329,400	420,100			
	139	329,700	420,400			
	140	330,000	420,600			
	141	330,200	420,800			
	142	330,400	421,100			
	143	330,700	421,400			
	144	330,900	421,600			
	145	331,200	421,800			
	146	331,400	422,100			
	147	331,700	422,400			
	148	332,000	422,600			
	149	332,200	422,800			
	150	332,400				
	151	332,700				
	152	333,000				
	153	333,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		238,500	279,100	308,200	336,600	421,900

備考 (1) この表は、市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する中等教育学校の前期課程及び特別支援学校並びに同法第2条に規定する高等学校に勤務する教育職員（教育職給料表（二）の適用を受ける者を除く。）に適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。



## ロ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	319,700	348,700	435,700
	2	202,200	223,100	321,500	350,200	437,000
	3	204,500	225,500	323,300	351,700	438,200
	4	206,700	227,900	325,000	353,200	439,500
	5	208,900	230,300	326,600	354,600	440,600
	6	211,200	232,700	328,500	356,000	441,700
	7	213,400	235,100	330,400	357,400	442,900
	8	215,600	237,500	332,300	358,800	444,100
	9	217,800	239,900	334,100	360,200	445,400
	10	220,000	241,500	336,100	361,500	446,600
	11	222,200	243,100	337,900	362,800	447,600
	12	224,400	244,700	339,700	364,100	448,700
	13	226,600	246,300	341,400	365,300	449,900
	14	228,700	247,800	343,100	366,600	450,700
	15	230,800	249,200	344,700	367,800	451,500
	16	232,900	250,600	346,300	369,000	452,400
	17	235,000	252,000	347,900	370,200	453,300
	18	236,800	253,200	349,200	371,400	453,800
	19	238,500	254,400	350,400	372,600	454,300
	20	240,200	255,600	351,600	373,700	454,800
	21	241,900	257,000	352,900	374,800	455,300
	22	243,200	258,200	354,300	376,000	
	23	244,500	259,500	355,700	377,200	
	24	245,800	260,800	357,000	378,300	
	25	247,000	262,100	358,300	379,400	
	26	248,100	264,000	359,700	380,600	
	27	249,200	265,800	361,100	381,800	
	28	250,300	267,600	362,400	382,900	
	29	251,500	269,300	363,700	384,000	
	30	252,800	271,500	365,100	385,200	
	31	254,000	273,700	366,400	386,400	
	32	255,200	275,900	367,700	387,500	
	33	256,300	278,100	369,000	388,600	
	34	257,500	280,300	370,200	389,800	
	35	258,700	282,500	371,400	391,000	
	36	259,900	284,600	372,600	392,200	
	37	261,100	286,600	373,800	393,400	
	38	262,300	288,500	375,000	394,700	
	39	263,500	290,400	376,200	395,900	
	40	264,700	292,200	377,400	397,100	
	41	265,900	294,000	378,500	398,300	
	42	267,000	295,900	379,700	399,600	
	43	268,100	297,700	380,900	400,600	
	44	269,200	299,400	382,100	401,700	
	45	270,200	301,100	383,200	402,900	
	46	271,000	302,900	384,500	404,100	
	47	271,800	304,600	385,800	405,300	
	48	272,600	306,200	387,000	406,500	
	49	273,300	307,800	387,900	407,600	
	50	274,100	309,500	389,100	408,600	
	51	274,800	311,300	390,100	409,900	
	52	275,500	313,000	391,200	411,100	
	53	276,300	314,300	392,000	412,300	
	54	277,100	316,200	393,100	413,400	
	55	277,900	318,000	394,100	414,500	
	56	278,600	319,700	395,100	415,600	
57	279,300	321,400	396,200	416,600		

58	280,100	323,300	397,200	417,800
59	280,900	325,000	398,300	419,000
60	281,600	326,700	399,400	420,200
61	282,200	328,400	400,400	420,800
62	282,900	330,200	401,500	421,600
63	283,600	332,000	402,600	422,300
64	284,200	333,700	403,600	422,800
65	284,900	335,400	404,500	423,100
66	285,600	336,700	405,400	423,400
67	286,300	338,000	406,400	423,800
68	287,000	339,300	407,400	424,200
69	287,700	340,800	408,200	424,500
70	288,500	342,300	409,000	424,900
71	289,200	343,800	409,700	425,200
72	289,900	345,300	410,500	425,500
73	290,400	346,700	411,200	425,800
74	291,100	348,200	411,800	426,200
75	291,800	349,700	412,500	426,500
76	292,400	351,200	413,200	426,800
77	293,000	352,600	413,800	427,100
78	293,700	354,100	414,500	427,400
79	294,300	355,600	415,000	427,700
80	294,900	357,100	415,600	427,900
81	295,500	358,500	416,000	428,100
82	296,100	359,800	416,400	
83	296,700	361,100	416,700	
84	297,300	362,300	417,000	
85	297,800	363,500	417,200	
86	298,300	364,700	417,500	
87	298,800	365,900	417,800	
88	299,300	367,000	418,000	
89	299,700	368,100	418,200	
90	300,300	369,200	418,500	
91	300,800	370,300	418,800	
92	301,300	371,400	419,000	
93	301,600	372,500	419,200	
94	302,100	373,700	419,500	
95	302,600	374,800	419,800	
96	303,000	375,900	420,000	
97	303,400	376,900	420,200	
98	303,900	377,900		
99	304,400	378,800		
100	304,800	379,700		
101	305,200	380,500		
102	305,600	381,500		
103	306,000	382,400		
104	306,300	383,300		
105	306,500	384,100		
106	306,800	385,000		
107	307,100	385,900		
108	307,300	386,800		
109	307,500	387,600		
110	307,700	388,600		
111	308,000	389,500		
112	308,300	390,400		
113	308,500	391,000		
114	308,700	391,900		
115	308,900	392,800		
116	309,200	393,700		
117	309,500	394,500		
118	309,700	395,200		
119	310,000	396,000		

	120	310,300	396,800			
	121	310,500	397,400			
	122	310,700	398,100			
	123	310,900	398,800			
	124	311,200	399,400			
	125	311,500	400,000			
	126		400,700			
	127		401,200			
	128		401,800			
	129		402,400			
	130		403,000			
	131		403,500			
	132		404,000			
	133		404,300			
	134		404,600			
	135		404,900			
	136		405,200			
	137		405,500			
	138		405,800			
	139		406,100			
	140		406,400			
	141		406,700			
	142		407,000			
	143		407,300			
	144		407,600			
	145		407,800			
	146		408,100			
	147		408,400			
	148		408,600			
	149		408,800			
	150		409,100			
	151		409,400			
	152		409,600			
	153		409,800			
	154		410,100			
	155		410,400			
	156		410,600			
	157		410,800			
	158		411,100			
	159		411,400			
	160		411,600			
	161		411,800			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		229,700	276,000	303,400	330,000	411,900

備考 (1) この表は、市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する教育職員並びに同条に規定する中等教育学校の前期課程に勤務する教育職員のうち、高等学校の教員の免許状を有しないもの及び中等教育学校の後期課程の教科を担当せず、かつ、進路指導その他当該中等教育学校の後期課程の業務に従事しないものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円(人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額)をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 (第5条関係)

学 校 栄 養 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800
	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900
	37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900
	38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700
	39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700
	40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800
	41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800
	42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800
	43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800
	44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700
	45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500
	46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300
	47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200
	48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000
	49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500
	50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300
	51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100
	52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900
	53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300
	54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000
55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700	

	56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300
	57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700
	58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200
	59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800
	60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400
	61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800
	62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300
	63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800
	64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300
	65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900
	66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400
	67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000
	68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600
	69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100
	70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600
	71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100
	72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600
	73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900
	74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400
	75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800
	76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200
	77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600
	78	254,800	291,900	328,600	349,900	
	79	255,100	292,200	329,000	350,100	
	80	255,300	292,500	329,500	350,400	
	81	255,500	292,800	330,000	350,900	
	82	255,800	293,100	330,400	351,200	
	83	256,100	293,400	330,600	351,500	
	84	256,300	293,700	330,900	351,800	
	85	256,500	293,900	331,300	352,200	
	86		294,100	331,700	352,500	
	87		294,300	332,000	352,800	
	88		294,500	332,300	353,100	
	89		294,900	332,600	353,500	
	90		295,100	332,800	353,800	
	91		295,300	333,200	354,100	
	92		295,500	333,500	354,400	
	93		295,900	333,700	354,700	
	94		296,100	334,000	355,100	
	95		296,300	334,300	355,500	
	96		296,600	334,600	355,900	
	97		296,900	334,800	356,400	
	98		297,100	335,100	356,800	
	99		297,300	335,400	357,200	
	100		297,600	335,600	357,600	
	101		297,900	335,800	358,100	
	102		298,100	336,000		
	103		298,300	336,400		
	104		298,600	336,600		
	105		298,900	336,800		
	106			337,200		
	107			337,600		
	108			338,000		
	109			338,200		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300

備考 この表は、学校栄養職員に適用する。

別表第3 (第5条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	

56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000	386,600		
87	256,300	297,400	346,400	387,000		
88	256,600	297,700	346,800	387,400		
89	256,900	298,000	347,000	387,700		
90	257,200	298,300	347,400	388,200		
91	257,500	298,600	347,800	388,600		
92	257,800	299,000	348,200	389,000		
93	258,100	299,200	348,400	389,300		
94		299,400	348,800			
95		299,700	349,200			
96		300,100	349,500			
97		300,300	349,800			
98		300,600	350,200			
99		301,000	350,600			
100		301,400	351,000			
101		301,600	351,500			
102		301,900	351,900			
103		302,200	352,300			
104		302,500	352,700			
105		302,700	353,200			
106		303,000	353,600			
107		303,300	353,900			
108		303,600	354,200			
109		303,800	354,700			
110		304,200				
111		304,600				
112		304,900				
113		305,100				
114		305,300				
115		305,600				
116		306,000				

	117		306,200				
	118		306,400				
	119		306,700				
	120		307,000				
	121		307,400				
	122		307,600				
	123		307,900				
	124		308,200				
	125		308,500				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600

備考 この表は、事務職員に適用する。



(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年新潟県条例第4号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(一般職員給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）第6条から第14条まで、第16条、第17条の5、第24条の2、第24条の5及び第26条の規定は、任期付研究員には、適用しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1号任期付研究員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び第2項並びに任期付研究員に対する一般職員給与条例第25条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項及び第2項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年新潟県条例第4号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」とする。</p>	<p>(一般職員給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）第6条から第14条まで、第16条、<u>第17条</u>、第17条の5、第24条の2、第24条の5及び第26条の規定は、任期付研究員には、適用しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1号任期付研究員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び任期付研究員に対する一般職員給与条例第25条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年新潟県条例第4号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」とする。</p>

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第6条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額の設定は、予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p>(一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号。次項において「一般職員給与条例」という。）第6条から第14条まで、第16条、第17条の5、第21条から第23条まで、第24条の2、第24条の5及び第27条の2から第27条の5まで並びに市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号。次項において「市町村立</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、人事委員会規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u></p> <p>5 第2項の規定による号給の決定、<u>第3項の規定による給料月額の設定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、</u>予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p>(一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号。次項において「一般職員給与条例」という。）第6条から第14条まで、第16条、<u>第17条</u>、第17条の5、第21条から第23条まで、第24条の2、第24条の5、<u>第26条及び第27条の2から第27条の5まで並びに市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号。次項</u></p>

<p>学校職員給与条例」という。)第5条から第14条まで、第17条、<u>第19条</u>、第24条、第25条の2、第29条の2から第29条の4まで及び第30条の2の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項、<u>第2項</u>、第25条第2項及び第26条第2項第1号並びに市町村立学校職員給与条例第25条第1項、<u>第2項</u>、第26条第2項及び第27条第2項第1号の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項及び第2項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、<u>一般職員給与条例第26条第2項第1号中「100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」と、市町村立学校職員給与条例第25条第1項及び第2項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第26条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、<u>市町村立学校職員給与条例第27条第2項第1号中「100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。</p>	<p>において「市町村立学校職員給与条例」という。)第5条から第14条まで、第17条から第19条まで、第24条、第25条の2、<u>第27条</u>、第29条の2から第29条の4まで及び第30条の2の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び第25条第2項並びに市町村立学校職員給与条例第25条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、市町村立学校職員給与条例第25条第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第26条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>
---	--

(職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例の一部改正)

第7条 職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年新潟県条例第31号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>(定年退職者等の再任用に関する経過措置)</p> <p>第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、</p>	<p>附 則</p> <p>(定年退職者等の再任用に関する経過措置)</p> <p>第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、</p>

1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1)～(3) (略)

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがある者

2・3 (略)

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項、附則第5条並びに附則第6条において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、良好である場合に行うことができるものとする。

5 (略)

第5条 (略)

2・3 (略)

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（次項から第7項までにおいて「改正後の一般職員給与条例」という。）第18条第2項、第21条第2項及び第27条又は第6条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例（次項から第7項までにおいて「改正後の市町村立学校職員給与条例」という。）第21条第2項、第28条及び第30条の2第2項の規定を適用する。

5・6 (略)

7 改正後の一般職員給与条例第16条及び第24条の5並びに改正後の市町村立学校職員給与条例第17条及び第25条の2の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 (略)

第6条 暫定再任用職員に対する第8条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「並びに地

1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1)～(3) (略)

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがある者

2・3 (略)

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、良好である場合に行うことができるものとする。

5 (略)

第5条 (略)

2・3 (略)

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（次項から第7項までにおいて「改正後の一般職員給与条例」という。）第18条第2項及び第21条第2項又は第6条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例（次項から第7項までにおいて「改正後の市町村立学校職員給与条例」という。）第21条第2項及び第30条の2第2項の規定を適用する。

5・6 (略)

7 改正後の一般職員給与条例第16条、第17条、第17条の3、第17条の4、第20条の2、第20条の3、第24条の5及び第27条並びに改正後の市町村立学校職員給与条例第17条、第18条、第18条の3、第25条の2、第28条、第30条の3及び第30条の4の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 (略)

第6条 暫定再任用職員に対する第8条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「並びに地

方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された者を除く」とあるのは、「、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された者並びに地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法附則第5条第1項から第4項まで、同法附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法附則第7条第1項から第4項までの規定により採用された者を除く」とする。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

**第12条** この条例の施行の日から令和14年3月31日までの間における第11条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員で常時勤務を要する職を占める職員を除く。）」とする。

（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

**第13条** 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員で地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものについては、第13条の規定による改正後の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

**第14条** 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員で地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占

方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された者を除く」とあるのは、「、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された者並びに地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法附則第5条第1項から第4項まで、同法附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法附則第7条第1項から第4項までの規定により採用された者を除く」とする。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

**第12条** この条例の施行の日から令和14年3月31日までの間における第11条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員で常時勤務を要する職を占める職員を除く。）」とする。

（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

**第13条** 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員で地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものについては、第13条の規定による改正後の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

**第14条** 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員で地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占

めるものについては、第14条の規定による改正後の市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前提任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

**第15条** この条例の施行の日から令和14年3月31日までの間における第16条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号及び第11条第1号の規定の適用については、同条例第2条第2項第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員で常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤の暫定再任用職員」という。）を除く。）」と、同条例第11条第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは「任期を定めて任用される職員（常勤の暫定再任用職員を除く。）」とする。

めるものについては、第14条の規定による改正後の市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前提任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

**第15条** この条例の施行の日から令和14年3月31日までの間における第16条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号及び第11条第1号の規定の適用については、同条例第2条第2項第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員で常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤の暫定再任用職員」という。）を除く。）」と、同条例第11条第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは「任期を定めて任用される職員（常勤の暫定再任用職員を除く。）」とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において一般職の職員の給与に関する条例（以下「一般職員給与条例」という。）別表第1から別表第6までの給料表又は市町村立学校職員の給与に関する条例（以下「市町村立学校職員給与条例」という。）別表第1から別表第3までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表第1又は附則別表第2に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項、附則別表第1及び附則別表第2において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（附則別表第1及び附則別表第2において「旧号給」という。）に応じて附則別表第1又は附則別表第2に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び人事委員会の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の一般職員給与条例（以下「改正後の一般職員給与条例」という。）第16条の規定及び第3条の規定による改正後の市町村立学校職員給与条例（以下「改正後の市町村立学校職員給与条例」という。）第17条の規定の適用については、改正後の一般職員給与条例第16条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては」

「(5)

と、同条第2項及び改正後の市町村立学校職員給与条例第17条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは (6) 重度心身障害者

配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、改正後の一般職員給与条例第16条第3項及び改正後の市町村立学校職員給与条例第17条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(再任用職員への特勤手当に準ずる手当及びへき地手当に準ずる手当に関する経過措置)

- 5 切替日以後に新たに定年前再任用短時間勤務職員（一般職員給与条例第7条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び市町村立学校職員給与条例第6条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。次項において同じ。）及び暫定再任用職員（第7条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員をいう。次項において同じ。）（以下この項、次項及び附則第9項において「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる一般職員給与条例第20条の3及び市町村立学校職員給与条例第30条の4の規定は、切替日以後に一般職員給与条例第20条の3第1項若しくは市町村立学校職員給与条例第30条の4第1項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に一般職員給与条例第20条の3第1項に規定する公署の移転若しくは市町村立学校職員給与条例第30条の4第1項に規定する学校等の移転があった再任用職員について適用する。

(寒冷地手当に関する経過措置)

- 6 この項から附則第9項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 旧寒冷地等在勤等職員 次に掲げる職員のいずれかに該当する職員であつて、常時勤務に服する職員、定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用短時間勤務職員（第7条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例附則第5条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。次号において同じ。）であるものをいう。
- ア 第1条の規定による改正前の一般職員給与条例別表第8に掲げる地域に在勤する職員
- イ 切替日の前日において第1条の規定による改正前の一般職員給与条例第27条第1項第2号又は第3条の規定による改正前の市町村立学校職員給与条例第28条第1項第2号の規定に基づき人事委員会規則で定めていた公署又は学校等に在勤し、かつ、第1条の規定による改正前の一般職員給与条例別表第8に掲げる地域又は同日において第1条の規定による改正前の一般職員給与条例第27条第1項第2号又は第3条の規定による改正前の市町村立学校職員給与条例第28条第1項第2号の規定に基づき人事委員会規則で定めていた区域に居住する職員
- (2) 新寒冷地等在勤等職員 改正後の一般職員給与条例第27条第1項各号又は改正後の市町村立学校職員給与条例第28条第1項各号に掲げる職員のいずれかに該当する職員であつて、常時勤務に服する職員、定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用短時間勤務職員であるものをいう。
- (3) 特定旧寒冷地等在勤等職員 旧寒冷地等在勤等職員であつて、新寒冷地等在勤等職員でないものをいう。
- (4) 継続特定旧寒冷地等在勤等職員 基準日（改正後の一般職員給与条例第27条第1項又は改正後の市町村立学校職員給与条例第28条第1項に規定する基準日をいい、その属する月が令和7年11月から令和9年3月までのものに限る。以下この項、次項及び附則第9項において同じ。）において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、切替日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等在勤等職員であつた者（再任用職員にあつては、切替日の前日に常時勤務に服する職員（暫定再任用職員を除く。附則第9項において同じ。）であつた者に限る。）をいう。
- (5) みなし寒冷地手当額 継続特定旧寒冷地等在勤等職員につき、改正後の一般職員給与条例別表第8に規定する県内の地域をその地域の区分（改正後の一般職員給与条例第27条第2項に規定する地域の区分をいう。）とみなして、基準日における世帯等の区分（同項又は改正後の市町村立学校職員給与条例第28条第2項に規定する世帯等の区分をいう。）に応じ、改正後の一般職員給与条例第27条第2項又は改正後の市町村立学校職員給与条例第28条第2項の規定を適用したならば算出される寒冷地手当の額をいう。
- 7 継続特定旧寒冷地等在勤等職員に対して、みなし寒冷地手当額が、次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を超えることとなるときは、改正後の一般職員給与条例第27条第1項から第5項まで又は改正後の市町村立学校職員給与条例第28条第1項から第4項までの規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額から同表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

令和7年11月から令和8年3月まで	6,600円
令和8年11月から令和9年3月まで	13,200円

- 8 改正後の一般職員給与条例第27条第4項及び第5項並びに一般職員給与条例第38条第3項及び第39条第1項又は改正後の市町村立学校職員給与条例第28条第3項及び第4項並びに市町村立学校職員給与条例第40条第3項及び第40条の5の規定は、前項の規定により寒冷地手当を支給される者について準用する。この場合において、改正後の一般職員給与条例第27条第4項中「前2項」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年新潟県条例第3号。以下「令和7年改正条例」という。）附則第7項」と、同条第5項中「前3項」とあるのは「令和7年改正条例附則第7項及び令和7年改正条例附則第8項において準用

する前項」と、「第2項又は第3項」とあるのは「令和7年改正条例附則第7項」と、同項第1号中「前項」とあるのは「令和7年改正条例附則第8項において準用する前項」と、改正後の市町村立学校職員給与条例第28条第3項中「前項」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年新潟県条例第3号。以下「令和7年改正条例」という。）附則第7項」と、同条第4項中「前2項」とあるのは「令和7年改正条例附則第7項及び令和7年改正条例附則第8項において準用する前項」と、「第2項」とあるのは「令和7年改正条例附則第7項」と、同項第1号中「前項」とあるのは「令和7年改正条例附則第8項において準用する前項」と読み替えるものとする。

9 前2項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、切替日の前日において旧寒冷地等在勤等職員であった者であって、切替日から当該基準日の前日までの間、引き続き新寒冷地等在勤等職員又は特定旧寒冷地等在勤等職員であったもの（前2項の規定により寒冷地手当を支給される者を除き、再任用職員にあっては、切替日の前日に常時勤務に服する職員であった者に限る。）に対しては、改正後の一般職員給与条例第27条第1項から第5項まで又は改正後の市町村立学校職員給与条例第28条第1項から第4項までの規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、前2項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

10 附則第7項から前項までの規定により寒冷地手当を支給する場合における改正後の一般職員給与条例第27条第6項又は改正後の市町村立学校職員給与条例第28条第5項の規定の適用については、改正後の一般職員給与条例第27条第6項及び改正後の市町村立学校職員給与条例第28条第5項中「前各項」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年新潟県条例第3号）附則第7項から附則第9項まで」とする。

（人事委員会への委任）

11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則別表第1

一般職員給与条例の適用を受ける職員の号給の切替表

イ 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	

25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				



74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90	86						
95	91	87						
96	92	88						
97	93	89						
98	94	90						
99	95	91						
100	96	92						
101	97	93						
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

## ロ 公安職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給					
	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1

7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	

56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90	86				
95	91	87				
96	92	88				
97	93	89				
98	94	90				
99	95	91				
100	96	92				
101	97	93				
102	98					
103	99					
104	100					

105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					
114	110					
115	111					
116	112					
117	113					
118	114					
119	115					
120	116					
121	117					
122	118					
123	119					
124	120					
125	121					

ハ 教育職給料表(二)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9

26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	
39	27	23	
40	28	24	
41	29	25	
42	30	26	
43	31	27	
44	32	28	
45	33	29	
46	34	30	
47	35	31	
48	36	32	
49	37	33	
50	38	34	
51	39	35	
52	40	36	
53	41	37	
54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	
58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	

75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66		
79	67		
80	68		
81	69		
82	70		
83	71		
84	72		
85	73		
86	74		
87	75		
88	76		
89	77		
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		

ニ 教育職給料表（三）の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1

12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	
39	27	27	
40	28	28	
41	29	29	
42	30	30	
43	31	31	
44	32	32	
45	33	33	
46	34	34	
47	35	35	
48	36	36	
49	37	37	
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	

61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		



## ホ 医療職給料表(一)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4

47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		

96	84		
97	85		

～ 医療職給料表（二）の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1	1
7	3	3	1	1	1	1
8	4	4	1	1	1	1
9	5	5	1	1	1	1
10	6	6	2	1	1	1
11	7	7	3	1	1	1
12	8	8	4	1	1	1
13	9	9	5	1	1	1
14	10	10	6	2	1	1
15	11	11	7	3	1	1
16	12	12	8	4	1	1
17	13	13	9	5	1	1
18	14	14	10	6	2	2
19	15	15	11	7	3	3
20	16	16	12	8	4	4
21	17	17	13	9	5	5
22	18	18	14	10	6	6
23	19	19	15	11	7	7
24	20	20	16	12	8	8
25	21	21	17	13	9	9
26	22	22	18	14	10	10
27	23	23	19	15	11	11
28	24	24	20	16	12	12
29	25	25	21	17	13	13
30	26	26	22	18	14	14
31	27	27	23	19	15	15
32	28	28	24	20	16	16
33	29	29	25	21	17	17
34	30	30	26	22	18	18
35	31	31	27	23	19	19
36	32	32	28	24	20	20
37	33	33	29	25	21	21
38	34	34	30	26	22	
39	35	35	31	27	23	
40	36	36	32	28	24	
41	37	37	33	29	25	
42	38	38	34	30	26	
43	39	39	35	31	27	
44	40	40	36	32	28	

45	41	41	37	33	29	
46	42	42	38	34	30	
47	43	43	39	35	31	
48	44	44	40	36	32	
49	45	45	41	37	33	
50	46	46	42	38	34	
51	47	47	43	39	35	
52	48	48	44	40	36	
53	49	49	45	41	37	
54	50	50	46	42		
55	51	51	47	43		
56	52	52	48	44		
57	53	53	49	45		
58	54	54	50	46		
59	55	55	51	47		
60	56	56	52	48		
61	57	57	53	49		
62	58	58	54	50		
63	59	59	55	51		
64	60	60	56	52		
65	61	61	57	53		
66	62	62	58			
67	63	63	59			
68	64	64	60			
69	65	65	61			
70	66	66	62			
71	67	67	63			
72	68	68	64			
73	69	69	65			
74	70	70	66			
75	71	71	67			
76	72	72	68			
77	73	73	69			
78	74	74	70			
79	75	75	71			
80	76	76	72			
81	77	77	73			
82	78	78	74			
83	79	79	75			
84	80	80	76			
85	81	81	77			
86	82	82				
87	83	83				
88	84	84				
89	85	85				
90	86	86				
91	87	87				
92	88	88				
93	89	89				

94	90	90				
95	91	91				
96	92	92				
97	93	93				
98	94	94				
99	95	95				
100	96	96				
101	97	97				
102	98	98				
103	99	99				
104	100	100				
105	101	101				
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

ト 医療職給料表（三）の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10

27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		

76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				

125	121				
-----	-----	--	--	--	--

チ 研究職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	2
22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	3
26	18	10	3
27	19	11	3
28	20	12	3
29	21	13	4
30	22	14	4
31	23	15	4
32	24	16	4
33	25	17	5
34	26	18	5
35	27	19	5
36	28	20	5
37	29	21	6
38	30	22	6
39	31	23	6
40	32	24	6
41	33	25	7
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	8



46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8
49	41	33	8
50	42	34	9
51	43	35	9
52	44	36	9
53	45	37	9
54	46	38	9
55	47	39	9
56	48	40	10
57	49	41	10
58	50	42	10
59	51	43	10
60	52	44	10
61	53	45	10
62	54	46	10
63	55	47	11
64	56	48	11
65	57	49	11
66	58	50	11
67	59	51	11
68	60	52	11
69	61	53	11
70	62	54	12
71	63	55	12
72	64	56	12
73	65	57	12
74	66		
75	67		
76	68		
77	69		
78	70		
79	71		
80	72		
81	73		
82	74		
83	75		
84	76		
85	77		
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		

リ 福祉職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1

3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35

52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	42
59	55	55	51	47	43
60	56	56	52	48	44
61	57	57	53	49	45
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62	58	
71	67	67	63	59	
72	68	68	64	60	
73	69	69	65	61	
74	70	70	66	62	
75	71	71	67	63	
76	72	72	68	64	
77	73	73	69	65	
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				

101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				

附則別表第2

市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員の号給の切替表  
 イ 教育職給料表(一)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7

24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	
39	27	23	
40	28	24	
41	29	25	
42	30	26	
43	31	27	
44	32	28	
45	33	29	
46	34	30	
47	35	31	
48	36	32	
49	37	33	
50	38	34	
51	39	35	
52	40	36	
53	41	37	
54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	
58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	

72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66		
79	67		
80	68		
81	69		
82	70		
83	71		
84	72		
85	73		
86	74		
87	75		
88	76		
89	77		
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		

ロ 教育職給料表(二)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1

9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	
39	27	27	
40	28	28	
41	29	29	
42	30	30	
43	31	31	
44	32	32	
45	33	33	
46	34	34	
47	35	35	
48	36	36	
49	37	37	
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	

58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		



107	95		
108	96		
109	97		

## ハ 学校栄養職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	2	1
7	3	3	1
8	4	4	1
9	5	5	1
10	6	6	2
11	7	7	3
12	8	8	4
13	9	9	5
14	10	10	6
15	11	11	7
16	12	12	8
17	13	13	9
18	14	14	10
19	15	15	11
20	16	16	12
21	17	17	13
22	18	18	14
23	19	19	15
24	20	20	16
25	21	21	17
26	22	22	18
27	23	23	19
28	24	24	20
29	25	25	21
30	26	26	22
31	27	27	23
32	28	28	24
33	29	29	25
34	30	30	26
35	31	31	27
36	32	32	28
37	33	33	29
38	34	34	30
39	35	35	31
40	36	36	32
41	37	37	33
42	38	38	34
43	39	39	35

44	40	40	36
45	41	41	37
46	42	42	38
47	43	43	39
48	44	44	40
49	45	45	41
50	46	46	42
51	47	47	43
52	48	48	44
53	49	49	45
54	50	50	46
55	51	51	47
56	52	52	48
57	53	53	49
58	54	54	50
59	55	55	51
60	56	56	52
61	57	57	53
62	58	58	54
63	59	59	55
64	60	60	56
65	61	61	57
66	62	62	58
67	63	63	59
68	64	64	60
69	65	65	61
70	66	66	62
71	67	67	63
72	68	68	64
73	69	69	65
74	70	70	66
75	71	71	67
76	72	72	68
77	73	73	69
78	74	74	70
79	75	75	71
80	76	76	72
81	77	77	73
82	78	78	74
83	79	79	75
84	80	80	76
85	81	81	77
86	82	82	
87	83	83	
88	84	84	
89	85	85	
90	86	86	
91	87	87	
92	88	88	

93	89	89	
94	90	90	
95	91	91	
96	92	92	
97	93	93	
98	94	94	
99	95	95	
100	96	96	
101	97	97	
102	98	98	
103	99	99	
104	100	100	
105	101	101	
106	102		
107	103		
108	104		
109	105		
110	106		
111	107		
112	108		
113	109		

## ニ 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13

26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41
54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62

75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90	86		
95	91	87		
96	92	88		
97	93	89		
98	94	90		
99	95	91		
100	96	92		
101	97	93		
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

新潟県条例第4号

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年新潟県条例第4号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(育児等を行う職員の深夜勤務等の制限)	(育児等を行う職員の深夜勤務等の制限)
第9条の2 (略)	第9条の2 (略)
2 (略)	2 (略)
3 任命権者は、 <u>小学校就学の始期に達するまでの</u> 子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務をさせてはならない。	3 任命権者は、 <u>3歳に満たない子のある職員が、</u> 当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務をさせてはならない。
4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を保育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、当該子を養育」とあり、 <u>並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育」とあるのは、「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、前項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と読み替えるものとする。</u>	4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を保育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、当該子を養育」とあり、 <u>及び前項中「3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育」とあるのは、「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、前項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と読み替えるものとする。</u>
5 (略)	5 (略)

<p>(介護休暇)</p> <p><b>第16条</b> 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、1親等の親族その他人事委員会規則で定める者（<u>第19条の2第1項において「配偶者等」という。</u>）で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><b>第19条</b> (略)</p> <p><u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</u></p> <p><b>第19条の2</b> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の利用に係る申出に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</p> <p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p><b>第19条の3</b> 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る申出が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</p> <p>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</p> <p>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</p>	<p>(介護休暇)</p> <p><b>第16条</b> 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、1親等の親族その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><b>第19条</b> (略)</p>
--	--

(市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

**第2条** 市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第5号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(育児等を行う職員の深夜勤務等の制限)	(育児等を行う職員の深夜勤務等の制限)

第8条の2 (略)

2 (略)

3 市町村教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務をさせてはならない。

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を保育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、当該子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、前項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と読み替えるものとする。

5 (略)

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))、1親等の親族その他人事委員会規則で定める者(第18条の2第1項において「配偶者等」という。)で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、市町村教育委員会が、人事委員会規則の

第8条の2 (略)

2 (略)

3 市町村教育委員会は、3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務をさせてはならない。

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を保育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、当該子を養育」とあり、及び前項中「3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、前項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と読み替えるものとする。

5 (略)

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))、1親等の親族その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、市町村教育委員会が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護



定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 (略)

第18条 (略)

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

**第18条の2** 市町村教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の利用に係る申出に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 市町村教育委員会は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

**第18条の3** 市町村教育委員会は、介護両立支援制度等の利用に係る申出が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後において第1条の規定による改正後の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条の2第3項又は第2条の規定による改正後の市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2第3項の規定による時間外勤務の制限に関する制度を利用するため、これらの規定による請求（その3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するためにするものに限る。）をしようとする職員（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条に規定する職員及び市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第1条に規定する職員をいう。）は、同日前においても、人事委員会規則で定めるところにより、当該請求をすることができる。この場合において、当該請求は、同日以後は、これらの規定による請求とみなす。

者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 (略)

第18条 (略)

新潟県条例第5号

新潟県県税条例の一部を改正する条例

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(寄附金税額控除の対象)</p> <p><b>第17条の2</b> 法第37条の2第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、次に掲げる寄附金とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げる寄附金のほか、<u>所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金及び租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、新潟県における教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして別に定めるところにより知事が指定したもの</u></p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>(軽油引取税の課税免除の特例に係る免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限の特例)</p> <p><b>第19条の4</b> 次に掲げる免税軽油使用者証の交付を受けた者が、当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証の有効期間の開始の日の属する月の初日から当該免税証の有効期間の満了の日の属する月の末日までの期間に係る法附則第12条の2の7第2項（軽油引取税の課税免除の特例）において準用する法第144条の27第1項（免税軽油の引取り等に係る報告義務）の報告書を知事に提出する場合の期限は、同月の翌月の末日とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法附則第12条の2の7第1項第2号に掲げる軽油の引取りを行う自衛隊又は<u>締約国軍隊</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(寄附金税額控除の対象)</p> <p><b>第17条の2</b> 法第37条の2第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、次に掲げる寄附金とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げる寄附金のほか、<u>所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、新潟県における教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして別に定めるところにより知事が指定したもの</u></p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>(軽油引取税の課税免除の特例に係る免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限の特例)</p> <p><b>第19条の4</b> 次に掲げる免税軽油使用者証の交付を受けた者が、当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証の有効期間の開始の日の属する月の初日から当該免税証の有効期間の満了の日の属する月の末日までの期間に係る法附則第12条の2の7第2項（軽油引取税の課税免除の特例）において準用する法第144条の27第1項（免税軽油の引取り等に係る報告義務）の報告書を知事に提出する場合の期限は、同月の翌月の末日とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法附則第12条の2の7第1項第2号に掲げる軽油の引取りを行う自衛隊又は<u>オーストラリア軍隊</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第 号。以下「改正法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第17条の2の改正及び次項の規定は地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第1条第11号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の新潟県県税条例第17条の2の規定の適用については、同条第2号中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。

(この条例の失効)

- 3 この条例の規定は、改正法が成立しないとき、その他改正法による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定の内容が当該規定に対応するこの条例による改正後の新潟県県税条例の規定の内容と異なることとなるときは、その限りにおいてその効力を失う。
-

## 新潟県条例第6号

## 新潟県脱炭素社会の実現に関する条例

緑豊かな山並みに囲まれ、長い海岸線を有し、日本海に向かって肥沃で広大な平野が開ける私たちのふるさと新潟は、四季の変化に富み、雪に育まれた水と緑にあふれた環境に包まれており、この豊かな環境は、多様な生命を育み、生活に安らぎと潤いをもたらし、本県の発展の基盤となっている。

一方で、地球温暖化を原因の1つとした顕著な高温、水害、雪害など、気候変動が本県にもたらす影響が顕在化しており、県民生活等にも影響を及ぼしている。

こうした状況の下、本県では2020年9月、2050年までに脱炭素社会の実現を目指すこと、また温室効果ガス排出量の削減等の緩和策と気候変動への適応策を両輪として取り組んでいくことを表明した。

本県における2050年までの脱炭素社会の実現のためには、豊富な地域資源、多雪で寒冷な気候等の本県の特徴及び課題を踏まえつつ、環境の保全と経済及び社会の持続的発展との両立を図りながら、温室効果ガスの排出削減を図る取組を着実に進める必要があり、再生可能エネルギーの創出と積極的な活用、日常生活及び事業活動におけるエネルギー並びに資源の効率的な利用の推進等による温室効果ガス排出量の削減並びに広大な森林及び本県特有の地域資源を活用した二酸化炭素の吸収及び貯留に、県民、事業者、行政等が一丸となって取り組むことが重要である。

ここに私たちは、地域の脱炭素化と経済の活性化を図り、将来の世代に豊かな自然及び安全で快適な生活環境を継承していくため、あらゆる主体が自らの責任と役割を認識し、脱炭素社会の実現に関する取組を推進することを決意し、この条例を制定する。

## (目的)

**第1条** この条例は、脱炭素社会の実現に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、推進計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、地域の脱炭素化（地域の自然的社会的条件に応じて、当該地域における社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出の量の削減等を行うことをいう。）及び経済の活性化を図り、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

## (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 脱炭素社会 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条の2に規定する脱炭素社会をいう。
- (2) 温室効果ガスの排出 地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第4項に規定する温室効果ガスの排出をいう。
- (3) 温室効果ガスの排出の量の削減等 地域の資源を活用した再生可能エネルギーの利用の推進、エネルギーの効率的な利用の推進による温室効果ガスの排出の量の削減、二酸化炭素の地下の地層における安定的な貯蔵並びに森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化をいう。
- (4) エネルギー エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。
- (5) 再生可能エネルギー 次に掲げるエネルギーを変換して得られる電気又は当該エネルギーを熱源とする熱をいう。
  - ア 太陽光
  - イ 風力
  - ウ 水力
  - エ 地熱
  - オ 太陽熱
  - カ 大気中の熱その他の自然界に存する熱（エ及びオに掲げるものを除く。）
  - キ バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギーとして利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品（クにおいて「化石燃料」という。）を除く。）をいう。）
  - ク アからキまでに掲げるもののほか、化石燃料以外のエネルギーのうち永続的に利用することができるもの

## (基本理念)

**第3条** 脱炭素社会の実現に向けた取組は、次の世代に豊かな自然及び安全で快適な生活環境を引き継ぐため、環境の保全と経済及び社会の持続的発展との両立が図られ、2050年までに脱炭素社会を実現することを旨とし

て、県、県民、事業者、市町村等の連携の下に行われなければならない。

(県の責務)

**第 4 条** 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、脱炭素社会の実現に関する施策を策定し、及びこれを総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 県は、市町村が実施する脱炭素社会の実現に関する施策に協力するものとする。

(県民の責務)

**第 5 条** 県民は、基本理念にのっとり、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を積極的に講ずるよう努めるとともに、県及び市町村が実施する脱炭素社会の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

**第 6 条** 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を積極的に講ずるよう努めるとともに、県及び市町村が実施する脱炭素社会の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(推進計画の策定)

**第 7 条** 県は、脱炭素社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標

(2) 前号の目標を達成するために必要な施策に関する事項

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、脱炭素社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民の意見を聴かななければならない。

4 県は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(再生可能エネルギーの利用等)

**第 8 条** 県民及び事業者は、地域の自然的社会的条件に適した再生可能エネルギーを発電し、又は発生させるための設備（次項において「再生可能エネルギー発電設備等」という。）を設置し、又はその居住し、若しくは所在する地域において発電された再生可能エネルギーを積極的に利用するよう努めるものとする。

2 県民及び事業者は、再生可能エネルギー発電設備等の設置に当たっては、周辺の環境の保全に配慮するものとする。

(エネルギーの使用の量の把握等)

**第 9 条** 県民は、その日常生活におけるエネルギーの使用の量を把握し、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくするよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量を把握し、温室効果ガスの排出の量を削減するよう努めるものとする。

(エネルギー消費性能等が優れている機械器具の使用)

**第 10 条** 県民及び事業者は、その日常生活又は事業活動において、エネルギーを消費する機械器具（自動車を除く。以下この条において「エネルギー消費機器」という。）を使用しようとするときは、エネルギー消費性能（エネルギー消費機器の一定の条件での使用に際し消費されるエネルギーの量を基礎として評価される性能をいう。）及びエネルギー消費関係性能（エネルギー消費機器の部品として又は専らエネルギー消費機器とともに使用される機械器具であって、当該エネルギー消費機器の使用に際し消費されるエネルギーの量に影響を及ぼすもの（以下この条において「関係機器」という。）に係るエネルギー消費機器のエネルギー消費性能に関する当該関係機器の性能をいう。）が優れているものを選択するよう努めるものとする。

(廃棄物の発生の抑制等)

**第 11 条** 県民は、その日常生活に伴う廃プラスチック類その他の廃棄物の発生を抑制し、及び市町村が行う分別収集に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動に伴う廃プラスチック類その他の廃棄物の発生を抑制するよう努めるとともに、当該廃棄物の処理に際しては、温室効果ガスの排出の量の削減のための措置を講ずるよう努めるものとする。

(次世代自動車の購入等)

**第 12 条** 県民及び事業者は、その日常生活の用又は事業の用に供する自動車を購入し、若しくは使用しようとするときは、次世代自動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車その他の自動車であ

って、その使用に伴い排出される二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素がないか、又はその量が相当程度少ないものをいう。次項において同じ。)を選択するよう努めるものとする。

- 2 不特定かつ多数の者が利用する駐車場を設置する事業者は、当該駐車場に次世代自動車の充電に要する設備を設けて、当該駐車場の利用者に有償又は無償で使用させるよう努めるものとする。

(住宅のエネルギー消費性能の一層の向上)

**第13条** 県民は、住宅を新築し、増築し、又は改築しようとするときは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第3章に定める措置のほか、知事が別に定めるところにより、当該住宅のエネルギー消費性能(同法第2条第1項第2号のエネルギー消費性能をいう。)の一層の向上を図るよう努めるものとする。

(温室効果ガスの排出の量が少ない物品の購入等)

**第14条** 県民及び事業者は、その日常生活又は事業活動に関し、物品(エネルギーを消費する機械器具を除く。)を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、その製造若しくは使用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ない物品又は温室効果ガスの排出の量がより少ない方法により提供される役務を選択するよう努めるものとする。

(カーボン・オフセットを通じた投資等)

**第15条** 事業者は、カーボン・オフセットを通じて投資等を行う場合には、県内で実施される温室効果ガスの排出の量の削減等を実現する活動に対して投資等を行うよう努めるものとする。

(県民への支援)

**第16条** 県は、県民が第8条から第14条までの取組の重要性及び効果に関する理解を深め、その取組を実践するため、これらの取組に関する普及啓発、支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(事業者への支援等)

**第17条** 県は、事業者が第8条から第12条まで、第14条及び第15条の取組を行うために必要な情報の提供、支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、脱炭素社会の実現に資する産業の振興及び技術の開発を促進するため、当該産業への事業者の参入の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育の推進)

**第18条** 県は、県民が脱炭素社会の実現に関する意識を高め、主体的に脱炭素社会の実現に向けた取組を実施できるよう、市町村と連携し、学校、地域社会その他の様々な場を通じて、実践的な環境教育を推進するものとする。

(森林による二酸化炭素の吸収作用の保全等)

**第19条** 県は、森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化を図るため、森林の整備及び保全並びに県産木材の利用の促進に努めるものとする。

- 2 県は、森林による二酸化炭素の吸収作用に関する県民及び事業者の理解を深めるため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 3 県民及び事業者は、森林による二酸化炭素の吸収作用に関する理解を深めるとともに、森林の所有者等が行う森林の整備及び保全その他の森林の有する二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化に係る取組に協力するよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との連携)

**第20条** 県は、国及び他の地方公共団体と連携して、脱炭素社会の実現に関する施策を実施するものとする。

(財政上の措置)

**第21条** 県は、脱炭素社会の実現に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 新潟県条例第 7 号

新潟県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例

## 目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条—第 8 条)

第 2 章 障害を理由とする差別の禁止 (第 9 条・第 10 条)

第 3 章 障害を理由とする差別を解消するための体制 (第 11 条—第 19 条)

第 4 章 雑則 (第 20 条)

附則

全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人としての尊厳が重んぜられ、相互に人格と個性を尊重し合い、地域で支え合いながら共に暮らしている社会の実現は、県民の願いである。

平成 26 年に国が批准した障害者の権利に関する条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的としており、障害者の権利の実現のための措置等について定めている。

国においては、条約の批准に先立ち、障害者基本法の改正、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定等の法整備が行われ、さらに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律については、事業者による合理的配慮の提供を義務付ける等の改正が行われ、令和 6 年に施行された。

このような状況の中、本県では、障害の有無にかかわらず誰もがお互いの人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる地域社会の実現を目指し、取り組んでいるところであるが、障害や障害者に対する理解が十分でなく、障害を理由とする差別その他の権利利益を侵害する行為がなくなる状況である。

私たちは、改めて条約の趣旨を踏まえ、障害のある人が受ける制限や差別が、社会における様々な障壁 (バリア) によって生じるものであることへの理解を深め、障害の有無にかかわらず誰もが分け隔てなく社会に受け入れられる包摂 (インクルージョン) の考え方に基づく取組を推進していかなければならない。

ここに、障害の有無にかかわらず全ての県民が自分らしく生きることができる共生社会の実現に向け、誰もがまず共に育ち、学び、県民一人一人が障害や障害者についての理解をより深め、障害を理由とする差別を解消するため、この条例を制定する。

## 第 1 章 総則

(目的)

**第 1 条** この条例は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消を推進するための基本となる事項を定めることにより、障害者基本法 (昭和 45 年法律第 84 号)、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。)その他の関係法令 (新潟県福祉のまちづくり条例 (平成 8 年新潟県条例第 9 号)、新潟県手話の普及等の推進に関する条例 (平成 29 年新潟県条例第 55 号) その他の障害者に関する施策に係る条例を含む。)と相まって、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害 (発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害 (以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 障害を理由とする差別 不当な差別的取扱いを行うこと又は合理的配慮を行わないことをいう。
- (4) 不当な差別的取扱い 障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財産、サービス若しくは各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所若しくは時間帯等を制限する若しくは障害者でない者に対しては付さない条件を付すること等により、障害者の権利利益を侵害することをいう。
- (5) 合理的配慮 障害者が現に社会的障壁の除去を必要としていることを認識することができる場合において、社会的障壁の除去の実施に伴う負担が過重でないときに、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合理的な配慮を行うことをいう。

(基本理念)

**第 3 条** 障害を理由とする差別の解消の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する主体としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- (2) 全ての障害者が、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (3) 全ての障害者が、不当な差別的取扱いを受けることなく、また、必要な合理的配慮が行われ、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (4) 全ての障害者が、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段及び情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、意思決定について必要な支援が受けられること。
- (5) 障害のあるこどもが、保育や教育の場で分け隔てられることなく、一人一人の個性に応じた適切な支援が受けられるとともに、地域社会に包摂されることにより、全てのこどもが障害の有無にかかわらず、個性を尊重され、身近な地域で共に育ち、学び、成長できること。
- (6) 全ての県民及び事業者が、障害及び障害者についての理解を深めること。
- (7) 県、県民、事業者及び市町村その他関係機関が、それぞれの責務を果たすとともに、社会全体で取組を推進すること。

（県の責務）

**第4条** 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（国及び市町村との連携等）

**第5条** 県は、国及び市町村と連携して、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組むものとする。

- 2 県は、市町村が障害を理由とする差別の解消の推進に取り組む場合には、市町村の求めに応じて、情報提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（県民等の責務）

**第6条** 県民及び事業者（以下「県民等」という。）は、基本理念にのっとり、障害及び障害者についての理解を深めるとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるよう、それぞれの事業を行うに当たり、社会的障壁の除去の実施についての施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

（啓発活動）

**第7条** 県は、障害を理由とする差別の解消について県民等の関心と理解を深め、社会的障壁が解消されるよう、障害を理由とする差別に係る具体例を示すなど、必要な啓発活動を行うものとする。

（財政上の措置）

**第8条** 県は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第2章 障害を理由とする差別の禁止

（不当な差別的取扱い）

**第9条** 何人も、不当な差別的取扱いを行ってはならない。

（合理的配慮）

**第10条** 県及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者及びその家族その他の関係者との建設的な対話を通じて、合理的配慮を行わなければならない。

- 2 県民は、前項の合理的配慮に関し、県又は事業者から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めるものとする。

## 第3章 障害を理由とする差別を解消するための体制

（相談）

**第11条** 県民等は、県に対し、次に掲げる相談（以下「差別相談」という。）をすることができる。

- (1) 障害を理由とする差別に関すること。
- (2) 障害者に対する障害に関する言動であって、当該障害者に不快の念を起させるものに関すること。
- 2 県は、差別相談を受けたときは、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。
  - (1) 相談者及び関係者に対し、情報提供、助言及び調整を行うこと。
  - (2) 第15条の規定によるあっせんの申立てを支援すること。
- 3 差別相談に係る関係者は、正当な理由がある場合を除き、県が行う前項各号に掲げる措置について協力するものとする。



(相談機関)

**第12条** 県は、県民等に対し、県内における差別相談に応ずる機関（以下「相談機関」という。）を周知するものとする。

2 県は、県が設置する相談機関のうち中心的な役割を果たす障害者権利擁護センター（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第36条第1項に規定する障害者権利擁護センターをいう。以下同じ。）において、前条第2項各号に掲げる措置に関する事務（以下「相談支援」という。）のほか、他の相談機関に対する専門的及び技術的な援助を行うものとする。

(地域相談員との連携)

**第13条** 地域相談員（次に掲げる者をいう。）は、差別相談があったときは、障害者権利擁護センターに対し、第11条第2項各号に掲げる措置を求めることができる。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第12条の3第1項の規定により委託を受けた同条第3項に規定する身体障害者相談員
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の2第1項の規定により委託を受けた同条第3項に規定する知的障害者相談員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、精神障害者をはじめとする障害者及びその家族その他の者であつて、障害を理由とする差別の解消に関する熱意及び識見を有し、市町村から委託を受けて障害者及びその家族その他の関係者から相談を受けている者

(広域専門相談員)

**第14条** 知事は、第12条第2項に規定する相談支援並びに他の相談機関に対する専門的及び技術的な援助に係る業務を適正かつ確実に行わせるため、障害を理由とする差別の解消に関し優れた識見を有する者のうちから、広域専門相談員を委嘱することができる。

2 広域専門相談員は、中立かつ公正な立場において、誠実にその業務を行わなければならない。

3 広域専門相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(あっせんの申立て)

**第15条** 障害者及びその家族その他の関係者は、事業者による障害を理由とする差別に係る事案について、県による相談支援を経てもなお解決することが期待できないと見込まれる場合は、知事に対し、当該事案を解決するために必要なあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。ただし、障害者の家族その他の関係者は、障害者本人の意思に反することが明らかなきときは申立てをすることができない。

(協議会によるあっせん)

**第16条** 知事は、前条の規定による申立てを受けた場合において、必要があると認めるときは、法第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）に対し、当該事案を解決するためのあっせんを行うよう求めるものとする。

2 協議会は、前項の規定によるあっせんの求めがあったときは、あっせん部会を設置し、あっせんに係る事務を行わせるものとする。

3 協議会は、第1項の規定によるあっせんの求めがあったときは、当該事案を解決するため、あっせんを行うものとする。ただし、協議会が、当該事案の性質上あっせんを行うことが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(勧告)

**第17条** 協議会は、前条第3項の規定によるあっせんを行った場合において、当該事業者が、正当な理由なく当該あっせんに従わないときは、知事に対し、事業者に対して障害を理由とする差別の解消に必要な措置を講ずるよう勧告することを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による勧告の求めがあった場合において、必要があると認めるときは、当該事業者に対して障害を理由とする差別の解消に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

**第18条** 知事は、前条の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかった場合は、当該勧告の内容を公表することができる。

(施行の状況の把握等)

**第19条** 県は、毎年度、差別相談に係る事例を分析するとともに、この条例の施行の状況を把握し、その結果を公表する。

2 協議会は、障害を理由とする差別の解消に関し必要な事項について、知事に対して意見を述べるることができる。

3 県は、前項に規定する意見を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

第4章 雑則

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

---

## 新潟県条例第 8 号

新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第27号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（設備）</p> <p><b>第 5 条</b> 指定障害福祉サービスの事業（生活介護、<u>自立訓練、就労選択支援</u>、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービスの事業に限る。）を行う事業所に設けなければならない訓練・作業室の利用者 1 人当たりの床面積は、おおむね 3 平方メートル以上とする。</p> <p>（健康管理）</p> <p><b>第 6 条</b> 指定障害福祉サービス事業者（生活介護、短期入所、<u>自立訓練、就労選択支援</u>、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者に限る。）、共生型障害福祉サービス事業者（生活介護、短期入所又は自立訓練に係る共生型障害福祉サービスの事業を行う者に限る。）、基準該当障害福祉サービス事業者（基準該当障害福祉サービスの事業を行う者をいう。以下同じ。）（就労継続支援 B 型に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。）及び特定基準該当障害福祉サービス事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康診断を受けることの勧奨その他の健康保持のための適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>（設備）</p> <p><b>第 5 条</b> 指定障害福祉サービスの事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービスの事業に限る。）を行う事業所に設けなければならない訓練・作業室の利用者 1 人当たりの床面積は、おおむね 3 平方メートル以上とする。</p> <p>（健康管理）</p> <p><b>第 6 条</b> 指定障害福祉サービス事業者（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者に限る。）、共生型障害福祉サービス事業者（生活介護、短期入所又は自立訓練に係る共生型障害福祉サービスの事業を行う者に限る。）、基準該当障害福祉サービス事業者（基準該当障害福祉サービスの事業を行う者をいう。以下同じ。）（就労継続支援 B 型に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。）及び特定基準該当障害福祉サービス事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康診断を受けることの勧奨その他の健康保持のための適切な措置を講じなければならない。</p>

## 附 則

この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号）附則第 1 条第 4 号に定める日から施行する。

**新潟県条例第9号**

新潟県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条の4第2項の規定により条例で定める一時保護施設の設備及び運営に関する基準は、一時保護施設の設備及び運営に関する基準(令和6年内閣府令第27号)(同令の制定又は改正に係る経過措置に関する規定を含む。)に定めるところによるものとする。

**附 則**

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

---

## 新潟県条例第10号

新潟県安心子ども基金条例の一部を改正する条例

新潟県安心子ども基金条例（平成21年新潟県条例第4号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<b>附 則</b> 1 (略) 2 この条例は、 <u>令和12年6月30日</u> 限り、その効力を失う。 3 (略)	<b>附 則</b> 1 (略) 2 この条例は、 <u>令和7年6月30日</u> 限り、その効力を失う。 3 (略)

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

## 新潟県条例第11号

新潟県特定都市河川浸水被害対策法施行条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。以下「法」という。）第38条第3項、第45条第1項及び第54条第1項の規定に基づき、雨水貯留浸透施設、保全調整池及び貯留機能保全区域の標識の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(雨水貯留浸透施設の標識の設置)

**第2条** 法第38条第3項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- (1) 雨水貯留浸透施設の名称
- (2) 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
- (3) 雨水貯留浸透施設の容量（容量のない施設にあっては、規模）及び構造の概要
- (4) 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事の許可を要する旨
- (5) 雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先
- (6) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、雨水貯留浸透施設の周辺に居住し、又はその周辺において事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(保全調整池の標識の設置)

**第3条** 法第45条第1項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- (1) 保全調整池の名称及び指定番号
- (2) 保全調整池の容量及び構造の概要
- (3) 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事に届け出なければならない旨
- (4) 保全調整池の管理者及びその連絡先
- (5) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、保全調整池の周辺に居住し、又はその周辺において事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(貯留機能保全区域の標識の設置)

**第4条** 法第54条第1項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- (1) 貯留機能保全区域の名称及び指定番号
- (2) 貯留機能保全区域の位置
- (3) 貯留機能保全区域の管理者及びその連絡先
- (4) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、貯留機能保全区域の周辺に居住し、又はその周辺において事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(委任)

**第5条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 新潟県条例第12号

新潟県空港条例の一部を改正する条例

新潟県空港条例（昭和39年新潟県条例第36号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(重量制限) <b>第 4 条</b> 前条の規定により空港を使用する者（以下「使用者」という。）は、航空機の最大離陸重量の換算単車輪荷重が <u>6.51トンを超える</u> 場合は、空港を使用してはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。 2・3 (略)	(重量制限) <b>第 4 条</b> 前条の規定により空港を使用する者（以下「使用者」という。）は、航空機の最大離陸重量の換算単車輪荷重が <u>6.5トン以上となる</u> 場合は、空港を使用してはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。 2・3 (略)

## 附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県条例第13号

新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年新潟県条例第48号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後			改正前		
(定義) <b>第2条</b> (略) 2～9 (略) 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政 手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下 「番号法」という。） <u>第2条第9項</u> に規定する特定 個人情報をいう。 11～13 (略)			(定義) <b>第2条</b> (略) 2～9 (略) 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政 手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下 「番号法」という。） <u>第2条第8項</u> に規定する特定 個人情報をいう。 11～13 (略)		
(利用及び提供の制限) <b>第12条</b> (略) 2～4 (略) 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から 第4号まで及び第29条の規定は適用しないもの とし、次の表の左欄に掲げる規定の適用について は、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			(利用及び提供の制限) <b>第12条</b> (略) 2～4 (略) 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から 第4号まで及び第29条の規定は適用しないもの とし、次の表の左欄に掲げる規定の適用について は、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第12条第1項 ～第12条第2 項第1号	(略)	(略)	第12条第1項 ～第12条第2 項第1号	(略)	(略)
第38条第1項 第1号	又は第12 条第1項 及び第2 項の規定 に違反し て利用さ れている とき	第12条第5項の規定 により読み替えて適 用する同条第1項及 び第2項（第1号に 係る部分に限る。）の 規定に違反して利用 されているとき、番 号法第20条の規定に 違反して収集され、 若しくは保管されて いるとき、又は番号 法第29条の規定に違 反して作成された特 定個人情報ファイル （番号法第2条第10 項に規定する特定個 人情報ファイルをい う。）に記録されて いるとき	第38条第1項 第1号	又は第12 条第1項 及び第2 項の規定 に違反し て利用さ れている とき	第12条第5項の規定 により読み替えて適 用する同条第1項及 び第2項（第1号に 係る部分に限る。）の 規定に違反して利用 されているとき、番 号法第20条の規定に 違反して収集され、 若しくは保管されて いるとき、又は番号 法第29条の規定に違 反して作成された特 定個人情報ファイル （番号法第2条第9 項に規定する特定個 人情報ファイルをい う。）に記録されて いるとき
第38条第1項 第2号	(略)	(略)	第38条第1項 第2号	(略)	(略)

附 則



(施行期日)

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

---

## 新潟県条例第14号

## 新潟県拉致問題等の啓発の推進に関する条例

私たちが暮らすこの新潟の地において、拉致問題等が発生したことを決して忘れてはならない。

平穏に暮らしていた県民がある日突然、拉致問題等に巻き込まれた。本人はもちろんのこと、その家族の心中は察して余りあるものがある。拉致問題等の発生から既に長い年月が経過し、県民の記憶の風化も懸念される中、一刻も早い解決に資するよう、気運の醸成を図り、拉致問題等に関する啓発を持続的に行っていく必要がある。

ここに私たちは、県、市町村、学校その他の教育機関等が一丸となって、拉致問題等に関する啓発を推進することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

**第1条** この条例は、北朝鮮当局による国家的犯罪行為である拉致の問題及び北朝鮮当局によって拉致されたことが疑われる問題（以下「拉致問題等」という。）に関する県民の関心と理解を深めるため、拉致問題等に関する啓発を総合的かつ効果的に推進することにより、その解決に向けた気運の醸成を図り、もって拉致問題等の早期解決に資することを目的とする。

(県の責務)

**第2条** 県は、拉致問題等の啓発について、国及び市町村と連携し、県民が拉致問題等に関する関心と理解を深めるための取組を持続的に行うものとする。

(市町村との連携協力)

**第3条** 県は、拉致問題等の啓発に当たっては、市町村と連携するとともに、市町村が行う拉致問題等の啓発に関する取組に協力するものとする。

(学校その他の教育機関の役割)

**第4条** 学校その他の教育機関は、発達段階に応じて、児童、生徒等が拉致問題等に関する関心と理解を深めるための啓発の推進に努めるものとする。

(県民の協力)

**第5条** 県民は、拉致問題等に関する関心と理解を深め、この条例の目的を達成するために県及び市町村が実施する取組に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

**第6条** 県は、この条例の目的を達成するための取組を総合的かつ効果的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(連携協力体制の整備)

**第7条** 県は、この条例の目的を達成するための取組を総合的かつ効果的に推進するため、県、市町村、学校その他の教育機関等が意見を交換し、並びに相互に連携し、及び協力することができる体制を整備するものとする。

(拉致問題等啓発月間)

**第8条** 県は、この条例の目的を達成するための取組を重点的に実施する期間として、新潟県拉致問題等啓発月間を定める。

2 新潟県拉致問題等啓発月間は、11月1日から同月30日までの間とする。

(公表)

**第9条** 知事は、毎年度、拉致問題等の啓発の推進に関し講じた取組の状況を取りまとめ、公表するものとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 県は、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 新潟県条例第15号

新潟県歯科保健推進条例の一部を改正する条例

新潟県歯科保健推進条例（平成20年新潟県条例第32号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、<u>歯・口腔<sup>くう</sup>の健康づくりに</u>関し、<u>基本理念を定め、県の責務並びに県民、歯科医療等業務従事者、保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者、事業者及び医療保険者（以下「県民等」という。）の役割を明らかにするとともに、歯・口腔の健康づくりに関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって県民の健康の保持及び増進並びに健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>歯・口腔の健康づくり</u> <u>歯及び歯周組織の健康を含む口腔の健康を保持し、及び増進し、並びに咀嚼<sup>そしゃく</sup>を含む健全な口腔機能を獲得し、維持し、又は向上させることをいう。</u></p> <p>(2) <u>かかりつけ歯科医</u> <u>歯科医療を受ける者が身近な地域における日常的な歯科診療、歯及び口腔の疾患の予防のための措置その他の歯科医療の提供を行う歯科医師をいう。</u></p> <p>(3) <u>歯科医療等業務従事者</u> <u>歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科口腔保健に係る業務に従事する者をいう。</u></p> <p>(4) <u>保健医療関係者</u> <u>保健医療サービスを提供する者（歯科医療等業務従事者を除く。）をいう。</u></p> <p>(5) <u>福祉関係者</u> <u>社会福祉に関する職務に従事する者であって、歯・口腔の健康づくりに関わる者をいう。</u></p> <p>(6) <u>教育関係者</u> <u>教育に関する職務に従事する者であって、歯・口腔の健康づくりに関わる者をいう。</u></p> <p>(7) <u>事業者</u> <u>労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第2条第3号に規定する事業者をいう。</u></p> <p>(8) <u>医療保険者</u> <u>介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第7項に規定する医療保険者をいう。</u></p>	<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、<u>歯・口腔<sup>くう</sup>の健康づくりが糖尿病等の生活習慣病対策をはじめとする県民の健康づくりに果たす役割の重要性に鑑み、県民の生涯にわたる歯・口腔<sup>くう</sup>の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進することにより、他の疾患に比べて高い県民の歯科疾患の有病率の低下及び県民の歯・口腔<sup>くう</sup>の健康に関する格差の解消等を図り、もって県民の健康づくりに寄与し、県民の健康水準を向上させることを目的とする。</u></p>

(基本理念)

**第3条** 歯・口腔の健康づくりは、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 県民が生涯を通じて、その年齢、居住する地域等に応じた適切かつ効果的な歯科口腔保健サービスの提供を受けることができる持続可能な環境の整備を推進すること。
- (2) 県民がその日常生活の中で歯・口腔の健康づくりについて関心と理解を深め、自ら積極的にむし歯、歯周病その他の歯及び口腔の疾患の予防に取り組むことが習慣化され、将来の世代に伝えられるよう促進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りながら、総合的かつ効果的に県民の歯・口腔の健康づくりを推進すること。

(県の責務)

**第4条** 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、歯・口腔の健康づくりに資する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村との連携等)

**第5条** 県は、歯・口腔の健康づくりに果たす市町村の役割の重要性に鑑み、前条の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町村と連携し、協

(基本理念)

**第2条** 歯・口腔<sup>くう</sup>の健康づくりは、県民が自らむし歯や歯周病等の歯・口腔疾患<sup>くう</sup>の予防に取り組むとともに、歯科疾患が重症化しやすく、かつ、口腔の機能に問題を抱えることが多い障害を有する者、介護を必要とする者等をはじめ、県民が適切な時期に必要な口腔保健サービスと医療を受けられるよう、保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りながら、生涯<sup>くう</sup>にわたり歯・口腔の健康を維持増進できる環境が整備されることを旨として行われなければならない。

2 歯・口腔<sup>くう</sup>の健康づくりは、県民一人ひとりがその日常生活の中で関心と理解を深め、積極的に取り組むことが日常生活の中で習慣化され、将来の世代に伝えられることを旨として行われなければならない。

(県の責務)

**第3条** 県は、前条に定める基本理念にのっとり、歯・口腔<sup>くう</sup>の健康づくりに資する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村の役割)

**第4条** 市町村は、第2条に規定する基本理念を踏まえ、歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年法律第95号。以下「歯科口腔保健法」という。)、

力し、及び調整するものとする。

2 県は、市町村が歯・口腔の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施する場合には、その求めに応じ、情報の提供、専門的又は技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

3 県は、市町村における歯・口腔の健康づくりの取組について、その状況を定期的に調査し、必要に応じて地域間の格差を是正するための措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民の役割)

**第 6 条** 県民は、自らの歯及び口腔の健康状態を把握するとともに、歯・口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深め、日常生活における適切な歯及び口腔のケア等により歯及び口腔の疾患を予防するよう努めるものとする。

2 県民は、県及び市町村が実施する歯・口腔の健康づくりに関する施策を活用すること、定期的にかかりつけ歯科医の診療を受けること等により、生涯にわたって自ら歯・口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(歯科医療等業務従事者の役割)

**第 7 条** 歯科医療等業務従事者は、基本理念にのっとり、県及び市町村が講ずる歯・口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるとともに、県民に対し、必要な歯科口腔保健サービスを提供するよう努めるものとする。

2 歯科医療等業務従事者が組織する団体は、県民が適切な歯科口腔保健サービスを受けられるよう、地域における歯科口腔保健に係る医療提供体制の整備に協力するよう努めるものとする。

健康増進法（平成14年法律第103号）、母子保健法（昭和40年法律第141号）等の歯・口腔の健康づくりに関する法令に基づき、歯・口腔の健康づくりに関する施策を継続的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(教育関係者及び保健医療福祉関係者等の責務)

**第 5 条** 教育関係者及び保健医療福祉関係者等は、第 2 条に規定する基本理念にのっとり、県民の歯・口腔の健康づくりの推進並びに他の者が行う歯・口腔の健康づくりに関する活動との連携及び協

(保健医療関係者の役割)

**第8条** 保健医療関係者は、基本理念にのっとり、その業務において歯科医療等業務従事者との緊密な連携を図り、県民の歯・口腔の健康づくりを継続的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(福祉関係者の役割)

**第9条** 福祉関係者は、基本理念にのっとり、その業務において歯科医療等業務従事者との緊密な連携を図り、障害者、高齢者その他の福祉サービスを必要とする者の歯・口腔の健康づくりを継続的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(教育関係者の役割)

**第10条** 教育関係者は、基本理念にのっとり、その業務において歯科医療等業務従事者との緊密な連携を図り、幼児、児童、生徒又は学生の歯・口腔の健康づくりを継続的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

**第11条** 事業者は、基本理念にのっとり、県内の事業所で雇用する従業員が、歯・口腔の健康づくりに関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって歯及び口腔の疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する教育、定期的な歯科検診等の歯・口腔の健康づくりの機会の確保に積極的に努めるものとする。

(医療保険者の役割)

**第12条** 医療保険者は、基本理念にのっとり、県内

力を図るよう努めるものとする。

(事業者及び医療保険者の役割)

**第6条** 事業者は、第2条に規定する基本理念にのっとり、県内の事業所で雇用する従業員が、歯・口腔の健康づくりに関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって歯・口腔疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科保健に関する教育及び歯科健診等の歯・口腔の健康づくりの機会の確保に努めるものとする。

**2 医療保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第7項に規定する医療保険者をいう。）**  
は、第2条に規定する基本理念にのっとり、県内の被保険者が、歯・口腔の健康づくりに関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって歯・口腔疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科保健に関する教育及び歯科健診等の歯・口腔の健康づくりの機会の確保に努めるものとする。

の被保険者が、歯・口腔の健康づくりに関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって歯及び口腔の疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する教育、定期的な歯科検診等の歯・口腔の健康づくりの機会の確保に積極的に努めるものとする。

(財政上の措置)

**第13条** 県は、歯・口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(県歯科保健計画)

**第14条** 知事は、生涯にわたる県民の歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画（以下「県歯科保健計画」という。）を定めるものとする。

2 県歯科保健計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯・口腔の健康づくりに関する基本方針
- (2) 歯・口腔の健康づくりに関する目標
- (3)～(5) (略)

3 知事は、県歯科保健計画を定めようとするときには、あらかじめ歯科口腔保健に関する学識経験者の意見を聴くとともに、市町村及び県民等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 県歯科保健計画の策定に当たっては、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号。以下「歯科口腔保健法」という。）第12条に規定する歯科口腔保健の推進に関する基本的事項を勘案

(県民の役割)

**第7条** 県民は、歯・口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深めるよう努めるものとする。

2 県民は、県及び市町村が実施する歯・口腔の健康づくりに関する施策を活用すること、かかりつけ歯科医の支援を受けること等により、自ら歯・口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(財政上の措置)

**第8条** 県は、歯・口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(県歯科保健計画)

**第9条** 知事は、生涯にわたる県民の歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画（以下「県歯科保健計画」という。）を定めるものとする。

2 県歯科保健計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯・口腔の健康づくりに関する基本方針
- (2) 歯・口腔の健康づくりに関する目標
- (3)～(5) (略)

3 知事は、県歯科保健計画を定めようとするときには、あらかじめ歯科保健に関する学識経験者の意見を聴くとともに、県民、市町村その他歯・口腔の健康づくりに関する活動に関わる者（以下「関係者」という。）の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 県歯科保健計画の策定に当たっては、歯科口腔保健法第12条に規定する歯科口腔保健の推進に関する基本的事項を勘案するとともに、健康増進法に基づく健康増進計画、医療法（昭和23年法律第

するとともに、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第1項に規定する健康増進計画、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する医療計画その他の県が策定する保健、医療又は社会福祉に関する計画との調和及び連携に配慮するものとする。

5 知事は、県歯科保健計画を定めたときは、インターネットその他の適切な手段を用いて、速やかに、これを県民に公表しなければならない。

6 県歯科保健計画は、歯・口腔の健康づくりに関する施策の進捗状況等を踏まえ、少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

7 (略)

(市町村歯科保健計画)

**第15条** 市町村長は、当該市町村の実情に応じた歯・口腔の健康づくりに関する施策を継続的かつ効果的に推進するため、県歯科保健計画の内容を踏まえ、当該区域における歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画（以下「市町村歯科保健計画」という。）を定めることができるものとする。

2 第5条第2項の規定は、前項に規定する市町村歯科保健計画について準用する。

(基本的施策の推進)

**第16条** 県は、県民の歯・口腔の健康づくりを推進するための基本的施策として、次に掲げる事項を市町村、歯科医療等業務従事者、保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者、事業者及び医療保険者と連携し、及び協力して推進するものとする。

(1) 県民の歯・口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供並びに歯・口腔の健康づくりに関する知識等の普及啓発に関すること。

(2) 県民が定期的に歯科検診を受けること等の勸奨その他の必要な施策に関すること。

205号)に基づく医療計画その他の県が策定する保健、医療又は社会福祉に関する計画との調和及び連携に配慮するものとする。

5 知事は、県歯科保健計画を定めたときは、広報、インターネットその他の適切な手段を用いて、速やかに、これを県民に公表しなければならない。

6 県歯科保健計画は、歯・口腔の健康づくりに関する施策の進捗状況等を踏まえ、少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

7 (略)

(市町村歯科保健計画)

**第10条** 市町村長は、当該市町村の実情に応じた歯・口腔の健康づくりに関する施策をより継続的かつ効果的に推進するため、県歯科保健計画の内容を踏まえ、当該区域における歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画（以下「市町村歯科保健計画」という。）を定めることができるものとする。

2 県は、市町村が市町村歯科保健計画を定めようとする場合には、当該市町村の求めに応じ、情報の提供及び専門的な又は技術的な助言を行うものとする。

3 県は、前項に定めるもののほか、市町村歯科保健計画の策定状況等市町村における歯・口腔の健康づくりに関する施策の実施状況を勘案した上で、市町村に対して必要な支援を行うものとする。

(基本的施策の実施)

**第11条** 知事及び県教育委員会は、県民の歯・口腔の健康づくりを推進するための基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 県民の歯・口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供並びに関係者の連携体制の構築並びに歯・口腔の健康づくりに関する知識等の普及啓発に関すること。

(2) 県民が定期的に歯科健診を受けること等の勸奨その他の必要な施策に関すること。



- (3) フッ化物応用等のむし歯の予防対策の効果的な実施に関すること。
- (4) 母子保健、学校保健、成人保健、産業保健、高齢者保健等を通じた生涯にわたる効果的な歯・口腔の健康づくりに関すること。
- (5) 食育を通じた口腔機能の健全な育成、摂食嚥下障害の予防、オーラルフレイル（心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態をいう。）の早期の把握及び予防並びに口腔機能の維持回復に関すること。
- (6) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）、労働安全衛生法等に基づく歯及び口腔に関する外傷、障害等の防止並びにこれらの軽減を図るための対策等に関すること。
- (7) 障害を有する者、介護を必要とする者、医療的ケア児（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第2項に規定する医療的ケア児をいう。）等に対する定期的な歯科検診、訪問による歯科診療、口腔のケアその他の適切な歯・口腔の健康づくりの確保に関すること。
- (8) 児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待等の早期発見に資する歯科医療機関等との緊密な連携の確保に関すること。
- (9) 災害の発生及び感染症の流行に備えた平時における歯科口腔保健に係る医療提供体制の整備並びに大規模災害の発生時等における迅速な歯科口腔保健に係る医療提供体制の確保に関すること。
- (10) 歯科医療等業務従事者が組織する団体及び病院（その診療科中に歯科を有するものに限る。）の連携並びに地域の歯科口腔保健に係る医療提供体制を維持するための病院及び診療所の連携並びに診療所相互の連携に関すること。
- (11) 口腔の健康と密接に関係する糖尿病その他の生活習慣病の予防並びに周術期における口腔の健康管理等のための医科及び歯科の医療の連携に関すること。

- (3) 市町村長、市町村教育委員会及び関係者が行うフッ化物応用等のむし歯の予防対策の効果的な実施の推進に関すること。
- (4) 市町村長、市町村教育委員会及び関係者が行う母子保健、学校保健、成人保健、産業保健、高齢者保健等を通じた生涯にわたる効果的な歯・口腔の健康づくりの推進に関すること。
- (5) 市町村長、市町村教育委員会及び関係者が行う学校保健安全法（昭和33年法律第56号）、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等に基づく歯・口腔に関する外傷及び障害等の防止及びこれらの軽減を図るための対策等の推進に関すること。
- (6) 障害を有する者、介護を必要とする者等に対する定期的な歯科健診又は歯科診療等の適切な歯・口腔の健康づくりの確保及び推進に関すること。
- (7) 児童虐待及び高齢者虐待の早期発見に資する歯科医療機関等との連携及び関係者の資質向上に関すること。
- (8) 歯・口腔の健康づくりに携わる者の確保及び資質の向上に関すること。

(12) 歯・口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究に関すること。

(13) 歯科口腔保健法第15条に規定する口腔保健支援センターの設置に関すること。

(14) 歯科医療等業務従事者の確保が困難な地域に対する人材確保の支援並びに歯科医療等業務従事者の継続的な育成、確保及び資質の向上に関すること。

(15) 前各号に掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりを推進するために必要な施策に関すること。

(県民歯科疾患実態調査等)

**第17条** 知事は、県民の歯・口腔の健康づくりの総合的な推進を図るための基礎資料とするため、少なくとも5年ごとに、県民の歯科疾患等の実態についての調査（以下「県民歯科疾患実態調査」という。）を行うものとする。

2 知事及び県教育委員会は、幼児期からの県民の歯・口腔の健康づくりを効果的に推進するため、県民歯科疾患実態調査のほか、幼児、児童及び生徒のむし歯及び歯肉炎の罹患状況等について、毎年調査を実施するものとする。

(にいがた健口文化推進月間)

**第18条** 県は、基本理念にのっとり、歯・口腔の健康づくりの習慣化を図り、これを将来の世代に伝えていくため、にいがた健口文化推進月間を設ける。

2 (略)

(連携協力体制の整備)

**第19条** 県は、歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、県、市町村及び県民等が意見を交換し、並びに相互に連携し、及び協力することができる体制を整備するものとする。

(9) 歯・口腔<sup>くう</sup>の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究の推進に関すること。

(10) 歯科口腔保健法第15条に規定する口腔<sup>くう</sup>保健支援センターの設置の推進に関すること

(11) 前各号に掲げるもののほか、歯・口腔<sup>くう</sup>の健康づくりを推進するために必要な施策の推進に関すること。

2 県は、前項各号に掲げる基本的施策を実施するため、市町村、医療保険者、学校等が行う歯・口腔<sup>くう</sup>の健康づくりに関する活動に対し、その設置する保健所による広域的な又は専門的な見地からの情報の提供、助言等を行うものとする。

(県民歯科疾患実態調査等)

**第12条** 知事は、県民の歯・口腔<sup>くう</sup>の健康づくりの総合的な推進を図るための基礎資料とするため、少なくとも5年ごとに、県民の歯科疾患等の実態についての調査（以下「県民歯科疾患実態調査」という。）を行うものとする。

2 知事及び県教育委員会は、幼児期からの県民の歯・口腔<sup>くう</sup>の健康づくりを効果的に推進するため、県民歯科疾患実態調査のほか、幼児、児童及び生徒のむし歯及び歯肉炎の罹患状況等について、毎年調査を実施するものとする。

(にいがた健口文化推進月間)

**第13条** 第2条の基本理念にのっとり、歯・口腔<sup>くう</sup>の健康づくりの習慣化を図り、これを将来の世代に伝えていくため、にいがた健口文化推進月間を設ける。

2 (略)

<p>(公表)</p> <p><b>第20条</b> 知事及び県教育委員会は、毎年度、<u>第16条</u>に規定する基本的施策その他の<u>歯・口腔の健康づくり</u>の推進に関し講じた施策の状況を取りまとめ、公表するものとする。</p>	<p>(公表)</p> <p><b>第14条</b> 知事及び県教育委員会は、毎年度、<u>第11条</u>に規定する基本的施策その他の<u>歯・口腔<sup>くう</sup>の健康づくり</u>の推進に関し講じた施策の状況を取りまとめ、公表するものとする。</p>
--	---

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 県は、この条例による改正後の新潟県歯科保健推進条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
-

新潟県条例第16号

新潟県立学校条例の一部を改正する条例

新潟県立学校条例（昭和39年新潟県条例第46号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1・2 (略) (授業料の特例)</p> <p>3 第3条第1項の授業料は、同条第2項の規定にかかわらず、<u>4月分から10月分までの授業料を11月中に納めなければならない。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1・2 (略) (授業料の特例)</p> <p>3 第3条第1項の授業料は、同条第2項の規定にかかわらず、<u>次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める月分の授業料を10月中（第2号にあつては、7月中）に納めなければならない。</u></p> <p>(1) 毎年度 <u>7月から9月まで</u></p> <p>(2) 高等学校に入学（転学及び編入学を除く。）をした日の属する年度（中等教育学校の前期課程を修了し、<u>後期課程に進級した年度を含む。</u>） <u>4月から6月まで</u></p> <p>4 (略)</p>

**附 則**

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

新潟県条例第17号

新潟県暴力団排除条例の一部を改正する条例

新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第 1 章・第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等 (第11条-第12条の3)</p> <p>第 4 章 (略)</p> <p>第 5 章 青少年の健全な育成を図るための措置等 (第15条-第16条)</p> <p>第 5 章の 2 <u>暴力団排除等の妨害の禁止</u> (第16条 の 2)</p> <p>第 6 章 (略)</p> <p>第 7 章 義務違反者に対する措置等 (第20条-第 22条の 2)</p> <p>第 8 章 (略)</p> <p>第 9 章 罰則 (第24条-第25条)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p><b>第 2 条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ る。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 青少年 18歳未満の者をいう。</u></p> <p><u>(8) 特定営業等 次に掲げる営業又は行為をい う。</u></p> <p><u>ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関 する法律 (昭和23年法律第122号。以下「風営 適正化法」という。)第 2 条第 1 項に規定する 風俗営業</u></p> <p><u>イ 風営適正化法第 2 条第 5 項に規定する性風 俗関連特殊営業</u></p> <p><u>ウ 風営適正化法第 2 条第13項に規定する接客 業務受託営業</u></p> <p><u>エ 食品衛生法施行令 (昭和28年政令第229号) 第34条の 2 第 2 号に規定する飲食店営業 (ア に該当するものを除く。)</u></p> <p><u>オ 案内所を設けて有償又は無償で次に掲げる 情報を客に提供する営業</u></p> <p><u>(7) 風営適正化法第 2 条第 1 項第 1 号の営業 に係る同条第 3 項に規定する接待の内容、 時間、従事者若しくは料金又は営業所の名 称、所在地若しくは電話番号その他の連絡 先に関する情報</u></p> <p><u>(イ) 風営適正化法第 2 条第 6 項第 1 号若しく は第 2 号又は同条第 7 項第 1 号の営業に係 るこれらの規定に規定する役務の内容、時</u></p>	<p>目次</p> <p>第 1 章・第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等 (第11条-第12条)</p> <p>第 4 章 (略)</p> <p>第 5 章 青少年の健全な育成を図るための措置 (第 15条-第16条)</p> <p>第 6 章 (略)</p> <p>第 7 章 義務違反者に対する措置等 (第20条-第 22条)</p> <p>第 8 章 (略)</p> <p>第 9 章 罰則 (第24条-第25条)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p><b>第 2 条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ る。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>

間、従事者若しくは料金又は営業所の名称、所在地若しくは電話番号その他の連絡先(同号の営業にあつては、同法第31条の2第1項第2号に規定する呼称及び同項第6号に規定する連絡先を含む。)に関する情報  
カ 道路その他の公共の場所において、不特定の者に対し、アからオまでに掲げる営業について、客引きをすること。  
キ 道路その他の公共の場所において、不特定の者に対し、アからオまでに掲げる営業について、人に呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して客となるよう誘引すること。  
ク 道路その他の公共の場所において、不特定の者に対し、アからオまでに掲げる営業に係る役務又は写真若しくは映像の被写体となる行為に従事するよう勧誘すること。  
ケ アからクまでに掲げるもののほか、公安委員会規則で定める営業及び行為  
(9) 特定営業者等 特定営業等を行う者をいう。

(利益の供与等の禁止)

**第11条** 事業者は、第18条第2項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) (略)
- (2) 前号に掲げるもののほか、相手方が暴力団員等又は暴力団員等が指定した者であることの情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与(法令上の義務又は相手方が暴力団員等若しくは暴力団員等が指定した者であること~~の情~~を知らないでした契約に係る債務の履行としてする利益の供与その他正当な理由がある場合に~~する利益の供与~~を除く。第12条の2第2項、第18条第2項及び第19条第2項において同じ。)をすること。
- 2 暴力団員等は、第19条第2項に定めるもののほか、事業者から前項第1号若しくは第2号の規定による利益の供与を受け、又は当該暴力団員等が指定した者をして当該利益の供与を受けさせてはならない。
- 3 何人も、相手方が暴力団員等であることの情を知りながら、当該暴力団員等の指定を受けて、事業者から第1項第1号又は第2号の規定による利益の供与を受けてはならない。

**第12条** (略)

(祭礼等の主催者等の義務等)

(利益の供与等の禁止)

**第11条** 事業者は、第18条第2項及び第3項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) (略)
- (2) 前号に掲げるもののほか、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与(法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行としてする利益の供与その他正当な理由がある場合に~~する利益の供与~~を除く。第18条第3項及び第19条第3項において同じ。)をすること。
- 2 暴力団員等は、第19条第2項及び第3項に定めるもののほか、情を知って、事業者から当該事業者が前項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者が当該事業者が同項の規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせ~~て~~はならない。

**第12条** (略)

第12条の2 祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する催し（以下「祭礼等」という。）を主催し、又はその運営に携わる者（以下「主催者等」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 祭礼等の運営に暴力団の威力を利用し、又は祭礼等の運営に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、暴力団若しくは暴力団員から利益の供与を受けること。

(2) 相手方が暴力団員又は暴力団員が指定した者であることの情を知りながら、それらの者を祭礼等の運営に関与させ、又はそれらの者に露店、屋台店その他これらに類する店（以下「露店等」という。）を出させること。

2 祭礼等に際し露店等を出す者（以下「露店等出店者」という。）は、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、出店の容認を受ける対償として利益の供与をしてはならない。

3 暴力団員等は、露店等出店者から前項の規定による利益の供与を受け、又は当該暴力団員等が指定した者をして当該利益の供与を受けさせてはならない。

4 何人も、相手方が暴力団員等であることの情を知りながら、当該暴力団員等の指定を受けて、露店等出店者から第2項の規定による利益の供与を受けてはならない。

5 主催者等は、暴力団排除に関する規約及び露店等出店者の募集に関する要領を定め、並びに祭礼等の運営に関与する者又は露店等出店者その他の露店等の業務に従事する者が暴力団員でないことを書面で誓約させるなど暴力団排除のための必要な措置を講じなければならない。

6 県は、前項の措置が講じられるよう、主催者等に対し、情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

（他人の名義の利用の禁止）

第12条の3 暴力団員は、自らが暴力団員である事実を隠蔽する目的で、他人の名義を利用してはならない。

2 何人も、暴力団員に前項の目的があることの情を知って、当該暴力団員に自己の名義を利用してはならない。

第5章 青少年の健全な育成を図るための措置等

第15条 （略）

（青少年に対する禁止行為）

第15条の2 暴力団員は、正当な理由なく、青少年を暴力団事務所に立ち入らせてはならない。

第5章 青少年の健全な育成を図るための措置

第15条 （略）

2 暴力団員は、青少年を自己若しくは自己が所属する暴力団の支配下に置き、又は自己が所属する暴力団に加入させる目的で、青少年に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 面会を要求すること。

(2) 次のア又はイに掲げる行為をすること。

ア 電話、電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この号において同じ。）の送信を行うこと。

イ アに掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

(3) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他青少年が現に所在し、若しくは通常所在する場所（以下この号において「住居等」という。）の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をうろつくこと。

(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)

**第16条** 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。

(1)～(9) (略)

(10) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園

(11) (略)

2 暴力団事務所は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域（前項に規定する区域を除く。次項において「住居地域等」という。）においては、これを開設し、又は運営してはならない。

3 前2項の規定は、この条例の施行又はこれらの規定の適用の際、現に運営されている暴力団事務所及びその開設後に第1項各号に掲げる施設が設置され、又は住居地域等が定められたことにより同項に規定する区域内若しくは住居地域等内において運営されていることとなった暴力団事務所については、適用しない。ただし、これらの暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営される場合は、この限りでない。

(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)

**第16条** 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。

(1)～(9) (略)

(10) (略)

2 前項の規定は、この条例の施行又は同項の規定の適用の際現に運営されている暴力団事務所については、適用しない。ただし、当該暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営される場合は、この限りでない。



## 第 5 章 の 2 暴力団排除等の妨害の禁止

**第 16 条 の 2** 何人も、次に掲げる行為を行い若しくは行おうとする者（以下「行為者等」という。）又はその親族、知人その他の行為者等と社会生活において密接な関係を有する者を威迫し、これらの者につきまとい、その他これらの者に不安を覚えさせるような方法で、当該行為を妨害してはならない。

- (1) 暴力団から離脱した者若しくは暴力団から離脱する意思を有する者を雇用し、若しくは雇用しようとし、これらの者の就労を支援し、又はこれらの者に住居若しくは資金を提供すること。
- (2) 不特定多数の者の利用に供する施設について、暴力団員の利用を拒むこと。
- (3) 青少年が暴力団に加入せず、又は暴力団員等による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導、助言その他の必要な支援を行うこと。
- (4) 第 12 条第 2 項に規定する契約を解除することができる旨の定めに基づいて契約を解除すること。
- (5) 第 13 条第 4 項の規定により、契約を解除し、又は不動産の買戻しをすること。
- (6) 暴力団員の不法行為又は債務不履行により生じた被害について、損害賠償請求その他の当該被害を回復するための請求をすること。
- (7) 第 11 条第 1 項若しくは第 3 項、第 12 条の 2 第 1 項、第 2 項若しくは第 4 項、第 12 条の 3 第 2 項、第 13 条第 2 項、第 14 条第 2 項又は第 18 条の規定により禁止される行為を拒むこと。

（特別強化区域の指定）

**第 17 条** 暴力団の活動の状況を勘案して、暴力団排除を徹底することにより、安全で安心なまちづくりを特に強力に推進する必要がある区域として、別表に掲げる区域を暴力団排除特別強化区域（以下「特別強化区域」という。）として指定する。

（特別強化区域の指定）

**第 17 条** 暴力団の活動の状況を勘案して、暴力団排除を徹底することにより、安全で安心なまちづくりを特に強力に推進する必要がある区域として、次に掲げる区域を暴力団排除特別強化区域（以下「特別強化区域」という。）として指定する。

- (1) 新潟市中央区西堀通 1 番町から 11 番町までの区域
- (2) 新潟市中央区西堀前通 1 番町から 11 番町までの区域
- (3) 新潟市中央区古町通 1 番町から 13 番町までの区域
- (4) 新潟市中央区東堀通 1 番町から 13 番町までの区域
- (5) 新潟市中央区東堀前通 1 番町から 11 番町までの区域
- (6) 新潟市中央区本町通 1 番町から 14 番町までの区域
- (7) 新潟市中央区上大川前通 5 番町から 11 番町ま

	<p>での区域</p> <p>(8) <u>新潟市中央区秣川岸通1丁目及び2丁目の区域</u></p> <p>(9) <u>新潟市中央区明石1丁目及び2丁目の区域</u></p> <p>(10) <u>新潟市中央区花園1丁目及び2丁目の区域</u></p> <p>(11) <u>新潟市中央区東大通1丁目及び2丁目の区域</u></p> <p>(12) <u>新潟市中央区弁天1丁目から3丁目までの区域</u></p> <p>(13) <u>新潟市中央区南万代町の区域</u></p> <p>(14) <u>新潟市中央区春日町の区域</u></p> <p>(15) <u>新潟市中央区万代1丁目から6丁目までの区域</u></p> <p>(16) <u>新潟市中央区八千代1丁目及び2丁目の区域</u></p> <p>(17) <u>新潟市中央区笹口1丁目から3丁目までの区域</u></p> <p>(18) <u>新潟市中央区南笹口1丁目及び2丁目の区域</u></p> <p>(19) <u>新潟市中央区天神1丁目及び2丁目の区域</u></p> <p>(20) <u>新潟市中央区天神尾1丁目及び2丁目の区域</u></p> <p>(21) <u>新潟市中央区米山の区域</u></p> <p>(22) <u>新潟市中央区米山1丁目から6丁目までの区域</u></p> <p>(23) <u>長岡市大手通1丁目及び2丁目の区域</u></p> <p>(24) <u>長岡市城内町1丁目から3丁目までの区域</u></p> <p>(25) <u>長岡市東坂之上町1丁目から3丁目までの区域</u></p> <p>(26) <u>長岡市坂之上町1丁目から3丁目までの区域</u></p> <p>(27) <u>長岡市殿町1丁目から3丁目までの区域</u></p>
<p>(特別強化区域における<u>特定業者等の禁止行為</u>)</p> <p><b>第18条</b> <u>特定業者等は、特別強化区域における特定営業等(第1号又は第3号に掲げる営業にあつてはそれぞれこれらの規定に定める営業を含み、第2号に掲げる営業にあつては同号に定める営業とする。以下同じ。)に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者から、用心棒の役務(特定営業等に係る業務を円滑に行うことができるようにするため顧客その他の者との紛争の解決又は鎮圧を行う役務をいう。以下同じ。)の提供を受けてはならない。</u></p>	<p>(特別強化区域における<u>特定業者の禁止行為</u>)</p> <p><b>第18条</b> <u>次に掲げる営業(以下「特定営業」という。)を営む者(以下「特定業者」という。)は、特別強化区域における特定営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。)第2条第7項第1号の営業にあつては事務所(風営適正化法第31条の2第1項に規定する事務所をいう。以下同じ。)が特別強化区域に所在する者が営む当該事務所に係る当該営業及び風営適正化法第31条の2第1項第7号に規定する受付所又は待機所を特別強化区域に設ける場合の当該受付所又は待機所に係る当該営業を含み、風営適正化法第2条第7項第2号の営業、同条第8項に規定する映像送信型風俗特殊営業及び同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業にあつては事務所が特別強化区域に所在する者が営む当該事務所に係る当該営</u></p>

- (1) 風営適正化法第 2 条第 7 項第 1 号の営業 事務所 (風営適正化法第 31 条の 2 第 1 項に規定する事務所をいう。以下同じ。)が特別強化区域に所在する者が営む当該事務所に係る当該営業及び風営適正化法第 31 条の 2 第 1 項第 7 号に規定する待機所を特別強化区域に設ける場合の当該待機所に係る当該営業
- (2) 風営適正化法第 2 条第 7 項第 2 号の営業、同条第 8 項に規定する映像送信型性風俗特殊営業又は同条第 10 項に規定する無店舗型電話異性紹介営業 事務所が特別強化区域に所在する者が営む当該事務所に係る当該営業
- (3) 風営適正化法第 2 条第 13 項に規定する接客業務受託営業 事務所が特別強化区域に所在する者が営む当該事務所に係る当該営業

- 2 特定営業者等は、特別強化区域における特定営業等に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、名目のいかんを問わず、用心棒の役務の提供を受けることの対償として、又は当該特定営業等を行うことが容認されることの対償として利益の供与をしてはならない。
- 3 特定営業者等は、特別強化区域における特定営業等に関し、暴力団員を業務に従事させてはならない。

(特別強化区域における暴力団員等の禁止行為)

- 第 19 条** 暴力団員等は、特別強化区域における特定営業等に関し、特定営業者等に対し、用心棒の役務の提供をしてはならない。
- 2 暴力団員等は、特別強化区域における特定営業等に関し、特定営業者等から前条第 2 項の規定による利益の供与を受け、又は当該暴力団員等が指定した者をして当該利益の供与を受けさせてはならない。
- 3 暴力団員は、特別強化区域における特定営業等に関し、業務に従事してはならない。

業とし、風営適正化法第 2 条第 13 項に規定する接客業務受託営業 (以下「接客業務受託営業」という。)にあつては事務所が特別強化区域に所在する者が営む当該事務所に係る当該営業を含む。以下同じ。)の営業に関し、暴力団員から、用心棒の役務 (営業を営む者の営業に係る業務を円滑に行うことができるようにするため顧客その他の者との紛争の解決又は鎮圧を行う役務をいう。以下同じ。)の提供を受けてはならない。

- (1) 風営適正化法第 2 条第 1 項に規定する風俗営業
- (2) 風営適正化法第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業
- (3) 風営適正化法第 2 条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業

- (4) 接客業務受託営業
- (5) 風営適正化法第 2 条第 13 項第 4 号に規定する飲食店営業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める営業

- 2 特定営業者は、特別強化区域における特定営業の営業に関し、暴力団員に対し、顧客その他の者との紛争が発生した場合に用心棒の役務の提供を受けることの対償として利益の供与をしてはならない。
- 3 特定営業者は、特別強化区域における特定営業の営業に関し、暴力団員に対し、名目のいかんを問わず、その営業を営むことを容認する対償として利益の供与をしてはならない。

(特別強化区域における暴力団員の禁止行為)

- 第 19 条** 暴力団員は、特別強化区域における特定営業の営業に関し、特定営業者に対し、用心棒の役務の提供をしてはならない。
- 2 暴力団員は、特別強化区域における特定営業の営業に関し、特定営業者から、顧客その他の者との紛争が発生した場合に用心棒の役務の提供をすることの対償として利益の供与を受けてはならない。
- 3 暴力団員は、特別強化区域における特定営業の営業に関し、特定営業者から、名目のいかんを問

(調査)

第20条 公安委員会は、第11条、第12条の2第1項から第4項まで、第12条の3、第13条第2項、第14条第2項、第15条の2、第16条第2項又は第16条の2の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査)

第20条の2 公安委員会は、前条の規定による説明又は資料の提出によっては、その違反の事実を明らかにすることができないと認めるときは、その必要の限度において、警察職員に、事業所、暴力団事務所その他の施設に立ち入らせ、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第21条 公安委員会は、第11条、第12条の2第1項から第4項まで、第12条の3、第13条第2項又は第14条第2項の規定に違反する行為があった場合において、当該行為が暴力団排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、必要な勧告をすることができる。

第22条 (略)

(命令)

第22条の2 公安委員会は、第15条の2の規定に違反する行為が行われていると認める場合には、当該違反する行為をしている者に対し、当該違反する行為を中止することを命じ、又は当該違反する行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

2 公安委員会は、第15条の2の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、1年を超えない範囲内で期間を定めて、同条の規定に違反する行為が行われることを防止す

わす、その営業を営むことを容認する対償として利益の供与を受けてはならない。

(調査)

第20条 公安委員会は、第11条、第13条第2項又は第14条第2項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第21条 公安委員会は、第11条、第13条第2項又は第14条第2項の規定に違反する行為があった場合において、当該行為が暴力団排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、必要な勧告をすることができる。

第22条 (略)

るために必要な事項を命ずることができる。

- 3 公安委員会は、第16条第2項の規定に違反して暴力団事務所が開設され、又は運営されていると認める場合には、当該暴力団事務所を開設し、又は運営している者に対し、当該暴力団事務所の開設又は運営を中止することを命ずることができる。
- 4 公安委員会は、第16条の2の規定に違反する行為が行われていると認める場合には、当該違反する行為をしている者に対し、当該違反する行為を中止することを命じ、又は当該違反する行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。
- 5 公安委員会は、第16条の2の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、1年を超えない範囲内で期間を定めて、同条の規定に違反する行為が行われることを防止するために必要な事項を命ずることができる。

**第24条** 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) (略)
- (2) 相手方が暴力団員等又は暴力団員等が指定した者であることの情を知って、第18条第1項又は第2項の規定に違反した者
- (3) 相手方が暴力団員であることの情を知って、第18条第3項の規定に違反した者
- (4) (略)
- (5) 第22条の2第3項から第5項までの規定による公安委員会の命令に違反した者
- 2 前項第2号又は第3号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

**第24条の2** 第22条の2第1項又は第2項の規定による公安委員会の命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

**第24条の3** 第20条の2第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、20万円以下の罰金に処する。

**第25条** 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対してこれらの規定の罰金刑を科する。

**第24条** 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) (略)
- (2) 相手が暴力団員であることの情を知って、第18条第1項、第2項又は第3項の規定に違反した者
- (3) (略)
- 2 前項第2号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

**第25条** 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

2 (略)

2 (略)

別表 (第17条関係)

市区町村	区 域
新潟市中央区	西堀通1番町から11番町まで、西堀前通1番町から11番町まで、古町通1番町から13番町まで、東堀通1番町から13番町まで、東堀前通1番町から11番町まで、本町通1番町から14番町まで、上大川前通5番町から11番町まで、秣川岸通1丁目及び2丁目、明石1丁目及び2丁目、花園1丁目及び2丁目、東大通1丁目及び2丁目、弁天1丁目から3丁目まで、南万代町、春日町、万代1丁目から6丁目まで、八千代1丁目及び2丁目、笹口1丁目から3丁目まで、南笹口1丁目及び2丁目、天神1丁目及び2丁目、天神尾1丁目及び2丁目、米山並びに米山1丁目から6丁目までの区域
長岡市	大手通1丁目及び2丁目、城内町1丁目から3丁目まで、東坂之上町1丁目から3丁目まで、坂之上町1丁目から3丁目まで並びに殿町1丁目から3丁目までの区域
上越市	仲町1丁目から6丁目まで、本町1丁目から7丁目まで、西本町1丁目から4丁目まで、中央1丁目から5丁目まで及び住吉町の区域

附 則

この条例は、令和7年8月1日から施行する。